

令和7年度

姫島礁灯台船着場災害復旧工事

仕様書

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1	工事名称	姫島礁灯台船着場災害復旧工事		
2	工事場所	石川県珠洲市（姫島礁）		
3	工事期間	契約の翌日から令和8年3月25日まで		
4	工事内容	船着場改修 (1) 岩掘削1式 (2) 船着場設置1式（鉄筋コンクリート） (3) コーナー保護材取付1式（ポリエチレン） (L=2m 4個) (4) 係船環取付1式（SUS304 φ25 3個）		
5	管理事務所	七尾海上保安部 交通課 〒926-0015 石川県七尾市矢田新町二部173 TEL 0767-53-7118		
6	注意事項	(1) 本工事は、灯台が航路標識として機能しながら行うので、仮設材、養生材等による灯火への障害については未然に防止する。 (2) 施工は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。 (3) 施工において仕様等に疑義が生じた場合、請負者のみの判断によらず、監督職員と協議のうえ対応を決定する。		

第二章 一般共通事項

1 適用範囲	(1) 本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。 (2) 特に指示していない一般事項については、法令・条例・関係電力会社の内外線工事規定・その他諸関係法規等による。 (3) 本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。
2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
3 監督職員	監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。
5 現場の納まりなどの関係による協議	現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。 なお、軽微な変更等で、請負金額の変更は行わない。
6 諸届	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。 また、これに要する緒費用も負担する。
7 現場代理人及び主任技術者	(1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 (2) 建設業法第26条に定める主任技術者（監理技術者）は、その資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。
8 工事現場の安全衛生管理	(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。 (2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。 (3) 受注者は、作業船等がふくそうしている区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。
9 災害及び公害の防止	工事の施行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 (4) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。 (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。 (6) 第三者に対して損害を与えた場合は受注者は適正に補償しなければならない。

1 0 臨機の処理	災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
1 1 養生	従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。 工事中は、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。
1 2 工程表	契約後速やかに、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
1 3 施工計画書	契約後速やかに、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することが出来る。
1 4 施工図、現寸図	施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。
1 5 職方への指示	1 2、1 3 及び 1 4 により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。
1 6 材料	(1) 材料は、新品とし、1 8により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。 (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。 (3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JISマークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。 (4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。
1 7 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に 2 7 の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。
1 8 材料の検査	(1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 (2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
1 9 材料検査に伴う試験	(1) 試験は、下記の場合に行う。 ア 設計図書に定められた場合 イ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 (2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて、作製する。 (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。 (4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

20 施工	施工は、設計図書及び12、13及び14による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行う。
21 技能士	技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
22 施工の検査	監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員の指定した工程に達した場合
23 施工の立会い	監督職員の立会いは、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員が特に指示する場合
24 施工検査に伴う試験	(1) 試験は、下記の場合に行う。 ア 設計図書に定められた場合 イ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (2) 供試体の作製及び試験所等は、19による。
25 他工事との出合	他の受注者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。
26 あと片付け	工事完成に際しては、建築物などの内外のあと片付け及び清掃を行う。
27 工事報告	工事の進ちょく、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。
28 工事写真	工事着工前から工事完成まで工事の施行順に撮影し、各1枚ずつアルバムに整理して監督職員に提出する。 特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することが出来ない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。
29 竣工検査	現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、受注者の負担において適切な措置を講じなければならない。
30 監督職員等の海上運送	工事の履行に際し、海上運送が必要になる場合は、自社船、不定期航路事業で使用する船舶又は定期傭船契約した船舶等を利用して監督職員、検査職員等を運送するものとする。事前に船舶検査証、船舶操縦免許証、不定期航路事業の許可書の写し、用船者との契約書の写し等を提出する。
31 官給品等	(1) 本工事において、官給品がある場合は、現場代理人は次の処置をとる。

	ア 官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を2部提出する。 イ 官給品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。 ウ 官給品の使用が終了した時は「官給品精算書」を2部提出して確認を受け、引渡を行う。 (2) 本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人は次の処置をとる。 撤去品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとり、監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を2部提出する。 処分の場合は、関係法令に従い受注者の責任において適切に処分する。
3 2 完成図書	工事完成後、次の内容をA4ファイルに整理して、2部を監督職員に提出する。 提出した施工図及び施工計画書の著作に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。 (1) 工事概要 (2) 工事写真（施工前、施工中、完成後の電子データ（JPEG ファイル含む）） (3) その他参考資料
3 3 発生材の処理	(1) 原則として、全て構外に搬出し、関係法令に従い、受注者の責任において適切に処分する。 (2) 撤去くず処分に伴い、処分場所及び受領証明書等を監督職員に提出し、その写しを「完成図書」に添付する。
3 4 非常の措置	本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。工事施工上、やむを得ず業務に支障を及ぼすおそれのある場合は必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工するものとする。
3 5 工事实績登録 （コリンズ）	工事費（契約価格）が、500 万円以上の場合、受注者は、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、（財）日本建設情報総合センターに登録申請をしなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出し、「完成図書」に添付しなければならない。
3 6 事故災害報告	受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。
3 7 その他	(1) 電子データの提出は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新しなければならない。 (2) 第九管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービスでは、津波、気象及び海上の各警報等について、携帯電話メールによる迅速な入手が可能となり、本工事の安全管理に有効な手段であるため、左記の二次元コードからアドレスを登録のうえ、安全対策のツールとして活用する。



第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、以下の標準仕様書等による。

- 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度版」：国土交通省大臣官房官庁営繕部
- 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度版」：国土交通省大臣官房官庁営繕部
- 「港湾工事共通仕様書」：令和7年3月 国土交通省港湾局
- 「港湾の施設の技術上の基準・同解説」：日本港湾協会
- 「コンクリート標準示方書」：土木学会
- 「水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）」：土木学会

I 共通事項（船着場改修の部に共通適用する。）

1 一般事項

（1）発生材の処理

発生材はすべて工事場所外に搬出し、「資源有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切処理し、監督職員に報告する。産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行う。

（2）自然環境の保護

工事場所は、「自然公園法（昭和32年法律第161号）」の「国定公園」の区域内にあり、施工にあつては適法に実施する。特に近傍の「姫島」は同法の「特別保護地区」に設定されており、許可なく鉱物の採取、動植物の捕獲・採取等が禁止されている。

（3）海洋汚染の防止

作業にあたっては周辺海域の水質汚濁等の防止に努める。

II 船着場改修の部

1 土工

（1）岩石工

図面に示す船着場を増設地盤面のするため、必要な部分の岩掘削を行う。海域近傍や海水面下の岩掘削を行う場合は、掘削した岩砕が海域に散乱しないように注意する。

図面に示す船着場用コンクリートが接する部分の地盤で、脆弱な部分は、はつり取る。また、付着物（海藻など）がある場合は取り除く。

（2）発生土運搬・処分

岩掘削等により発生したすべての岩砕は、作業現場から搬出し、建設発生土として、関係法令に従い適切に処分する。

2 コンクリート工

本工事におけるレディーミクストコンクリートの調達は、狼煙漁港（狼煙地区）災害復旧工事（石川県珠洲市）のため回航中のミキサ船を使用して行うこととする。

（1） L. W. L. + 100mmより下の部分に使用するコンクリート

（「水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）」に準拠した「水中不分離性コンクリート」を使用する。）

（ア）レディーミクストコンクリートの種類

JIS Q 1001及び1011に基づき、JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート

（イ）セメントの種類

普通ポルトランドセメント（JIS R 5210）

- (ウ) 碎石及び砂利の種類
A (JIS A 5005)
- (エ) 設計基準強度
24 N/mm²
- (オ) 水セメント比
50%以下
- (カ) スランプフロー
50 cm
- (キ) 粗骨材の最大寸法
25 mm
- (ク) 水中不分離性混和材
水中不分離性混和材 標準形 (JSCE-D 104)
- (ケ) コンクリート表面の仕上がり状態
打ち放しのままで、目違い払いを行ったもの以上とする。
- (コ) 試験練り
工事開始前に工事で使用する材料を用いて実施する。
- (2) L. W. L. + 100 mmより上の部分に使用するコンクリート
(レディーミクストコンクリート)
 - (ア) レディーミクストコンクリートの種類
JIS Q 1001及び1011に基づき、JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート
 - (イ) セメントの種類
普通ポルトランドセメント (JIS R 5210)
 - (ウ) 碎石及び砂利の種類
A (JIS A 5005)
 - (エ) 設計基準強度
24 N/mm²
 - (オ) 水セメント比
50%以下
 - (カ) スランプ
8 cm
 - (キ) 粗骨材の最大寸法
25 mm
 - (ク) コンクリート表面の仕上がり状態
 - (i) 打ち放しのままで、目違い払いを行ったもの以上とする。
 - (ii) コンクリートの上面
ほうき目仕上げとする。
 - (ケ) 試験練り
工事開始前に工事で使用する材料を用いて実施する。
- (3) 岸壁コーナー材
 - (ア) 材質
 - (i) コーナー保護部
ポリエチレン製 (黄色)
 - (ii) アンカー部
ステンレス製 5本
 - (イ) サイズ
断面100 mm×100 mm L=2000 mm
 - (ウ) 数量
4個
- (4) 係船環 φ25 mm

(ア) 材質
ステンレス製 SUS304

(イ) 数量
3個

(5) 鉄筋

(ア) 鉄筋の種類
異形棒鋼 (JIS G 3112)

(イ) 鉄筋の継手
重ね継手

(ウ) 鉄筋のかぶり厚さ
100mm以上

(エ) 樹脂カプセルアンカー
異形鉄筋D16用

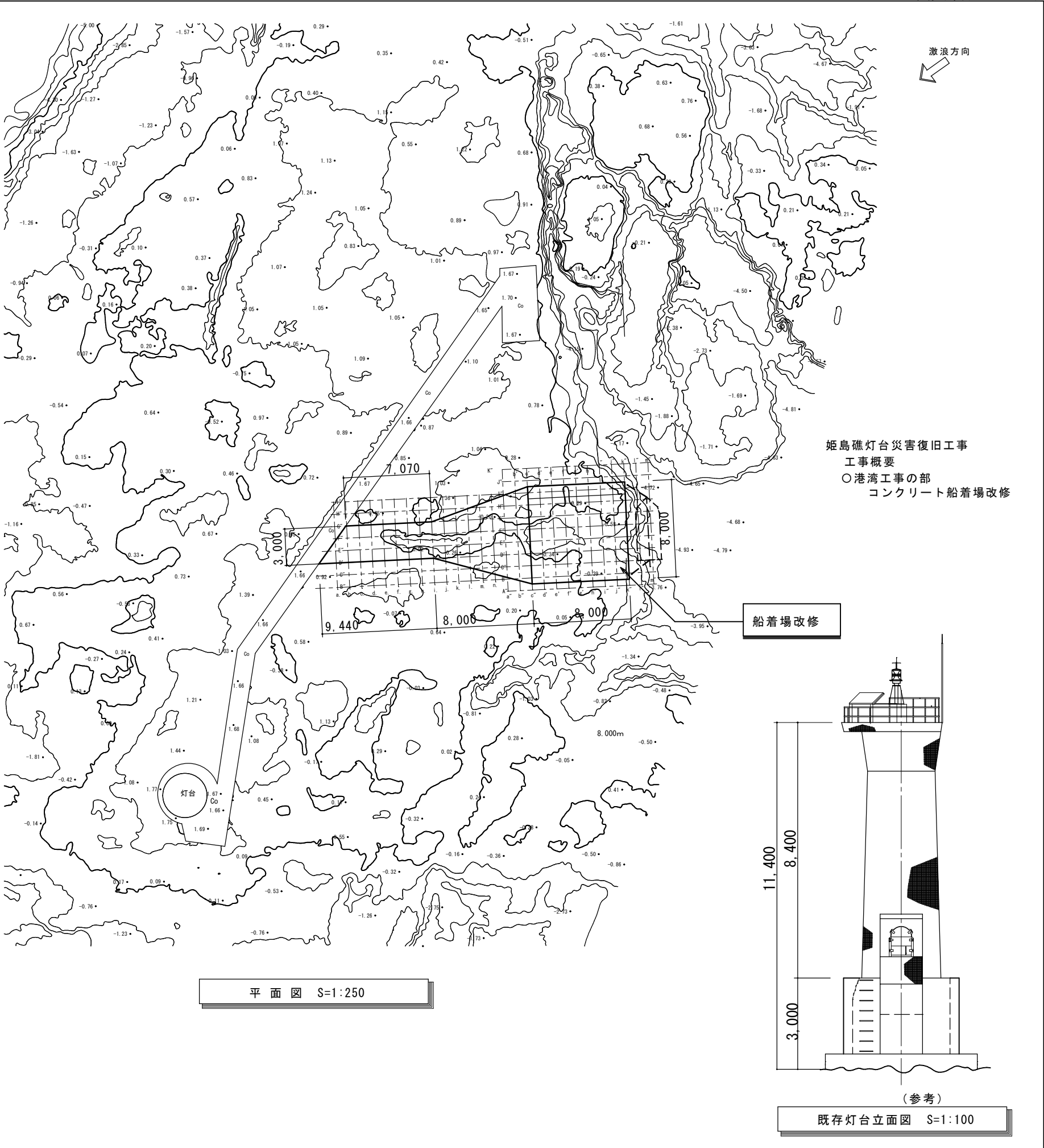
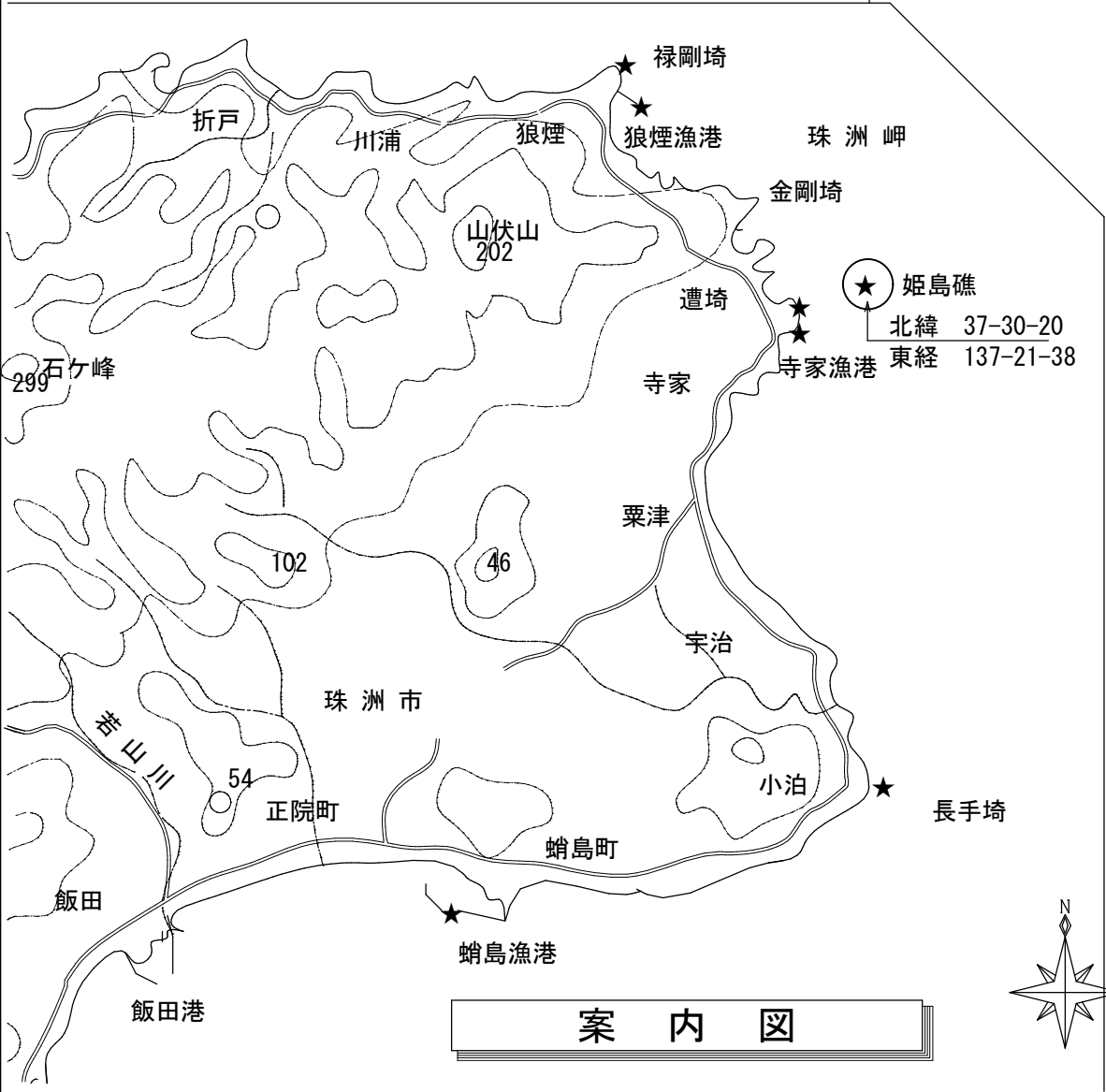
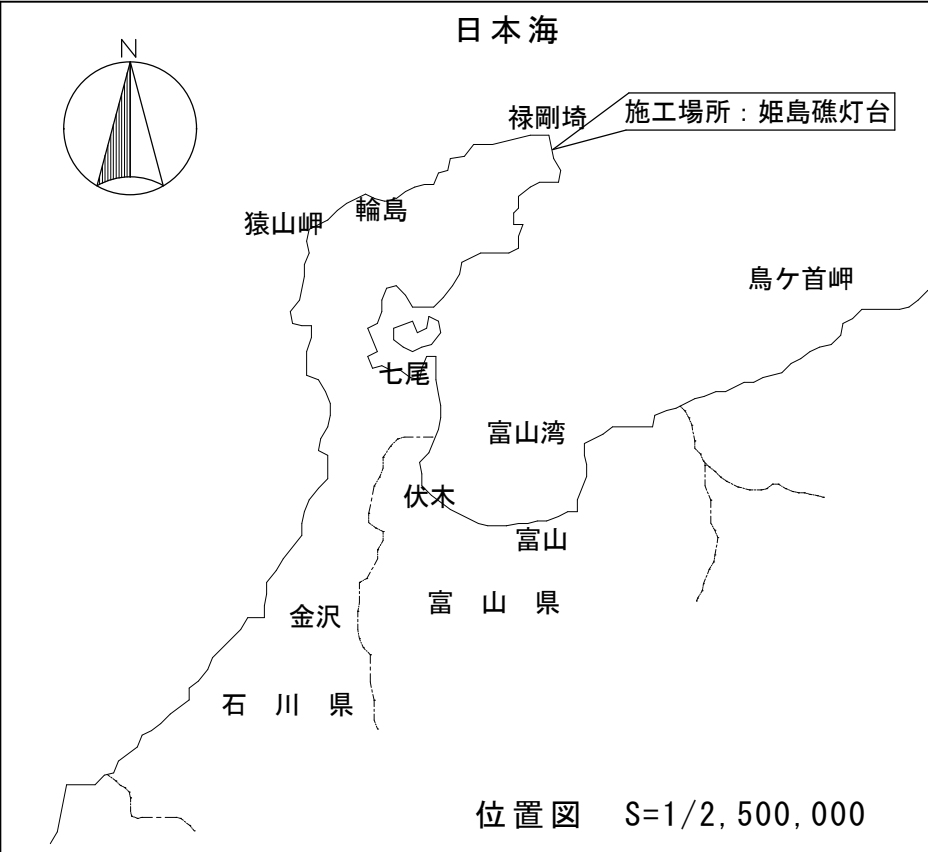
(6) 型枠

(ア) 鋼製型枠

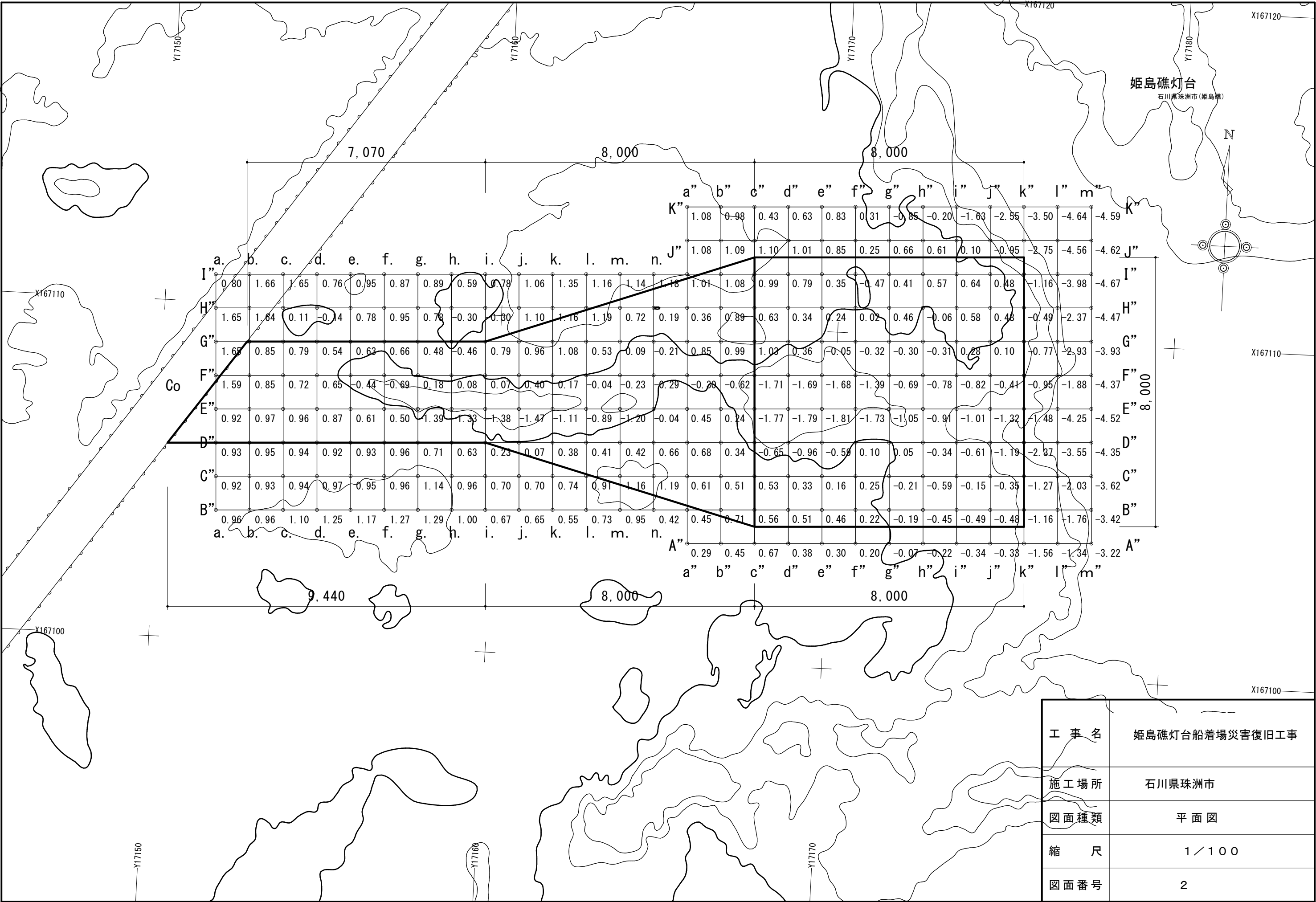
現地地盤を測定のうえ型枠寸法、割付け等を検討して、割付図等を提出して監督職員の承諾を受ける。

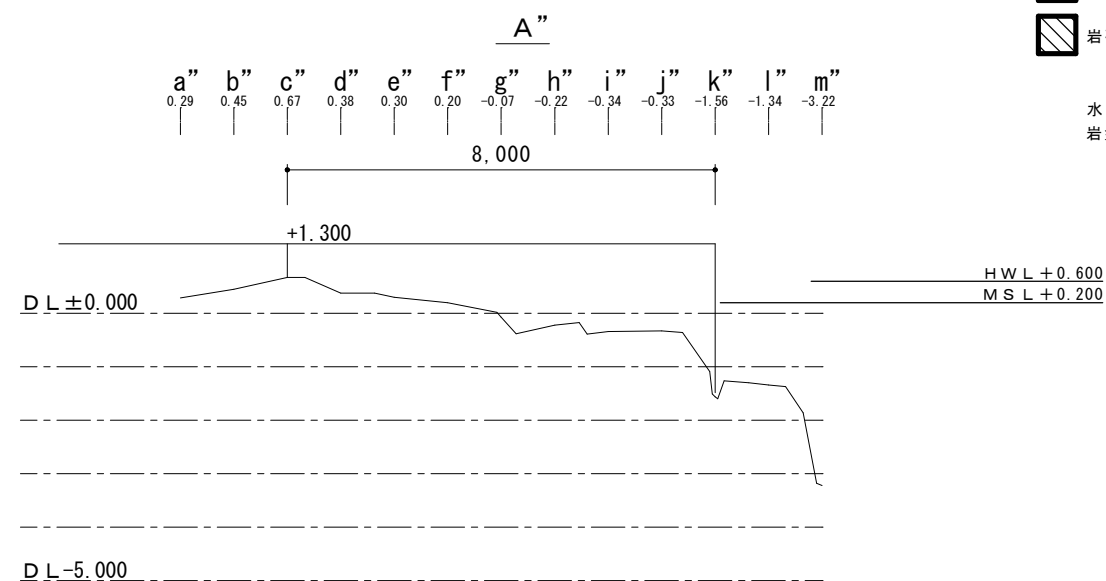
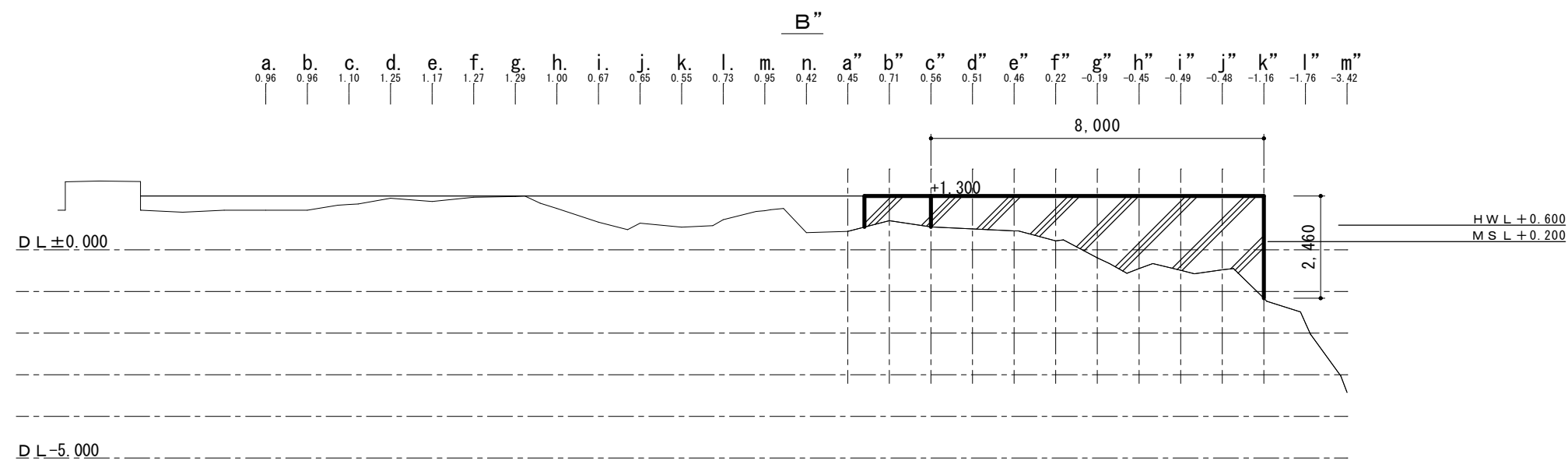
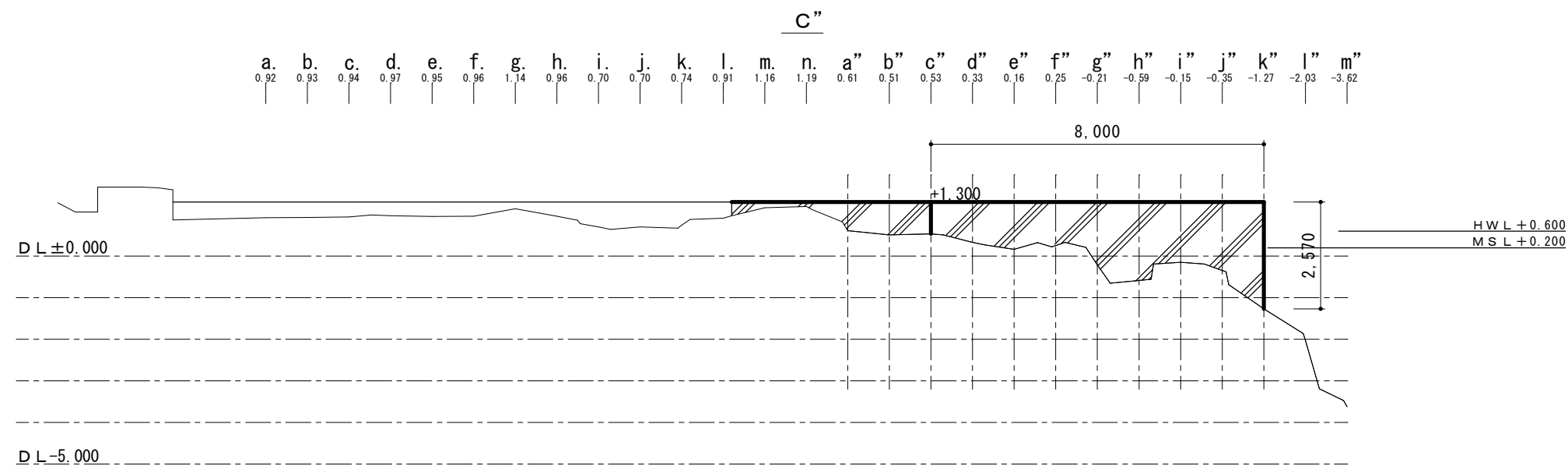
(イ) 漏えい防止シート

水中不分離コンクリートの漏えい等の無いように漏えい防止シートを壁面立ち上がり50cm+底面50cmを施工する。



令和7年度	工事件名 姫島礁灯台船着場災害復旧工事	図面名称 位置図、案内図、灯台立面図、平面図	縮尺 図示	第九管区海上保安本部	設計 sasaki	図面番号 1
-------	------------------------	---------------------------	----------	------------	--------------	-----------

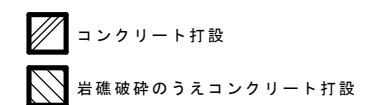
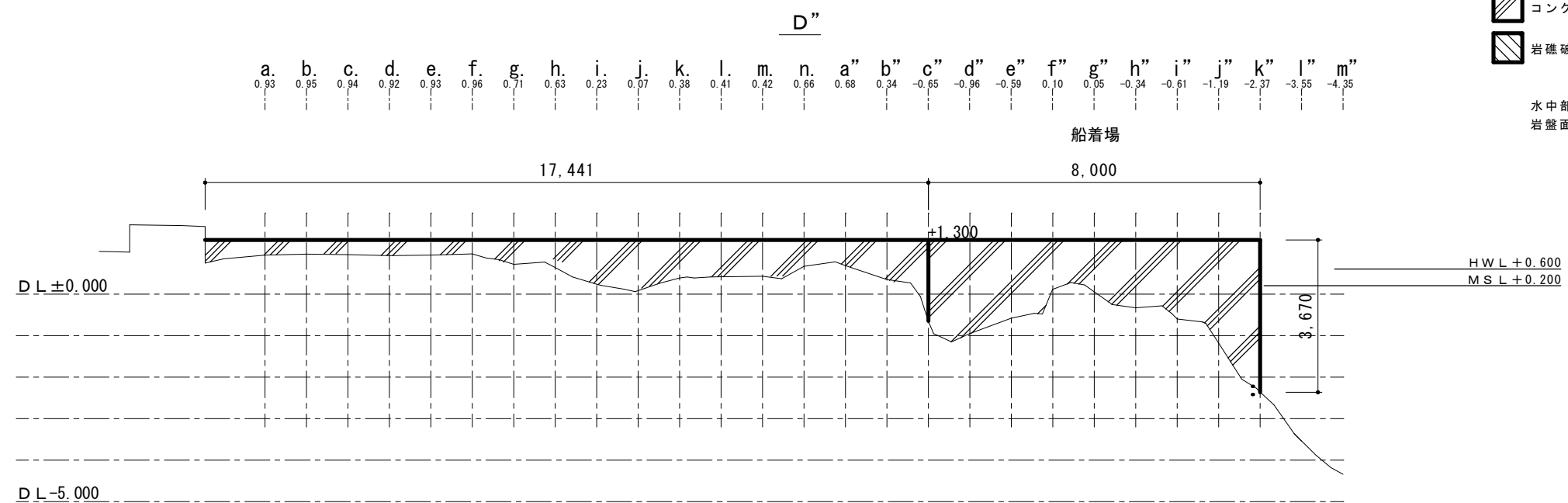
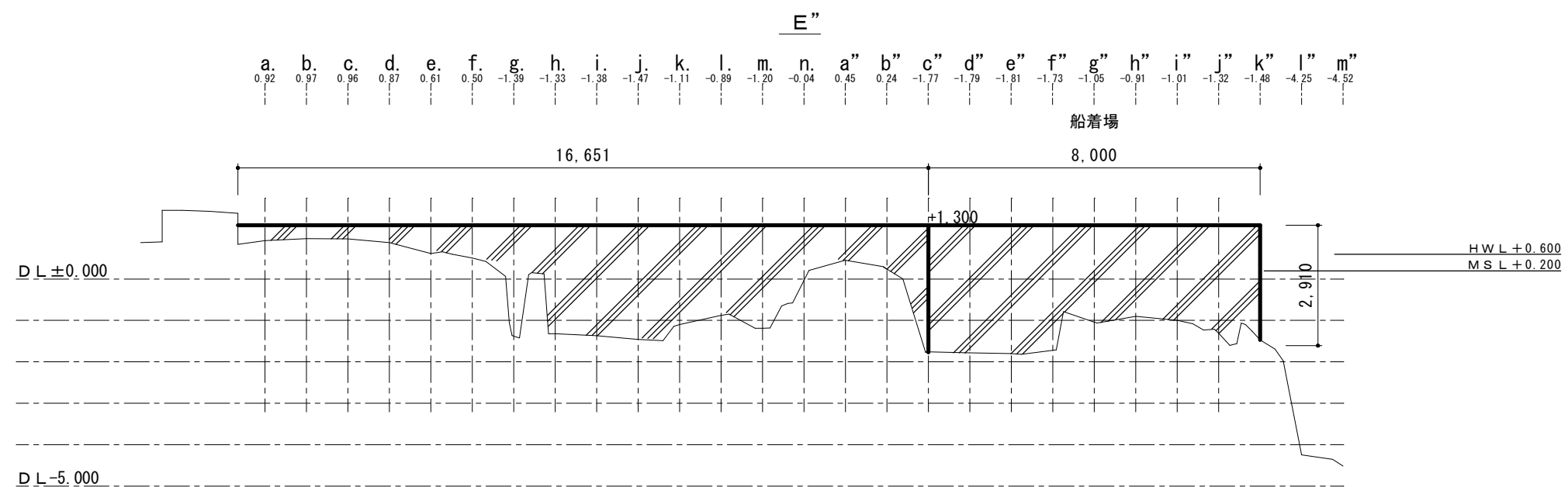
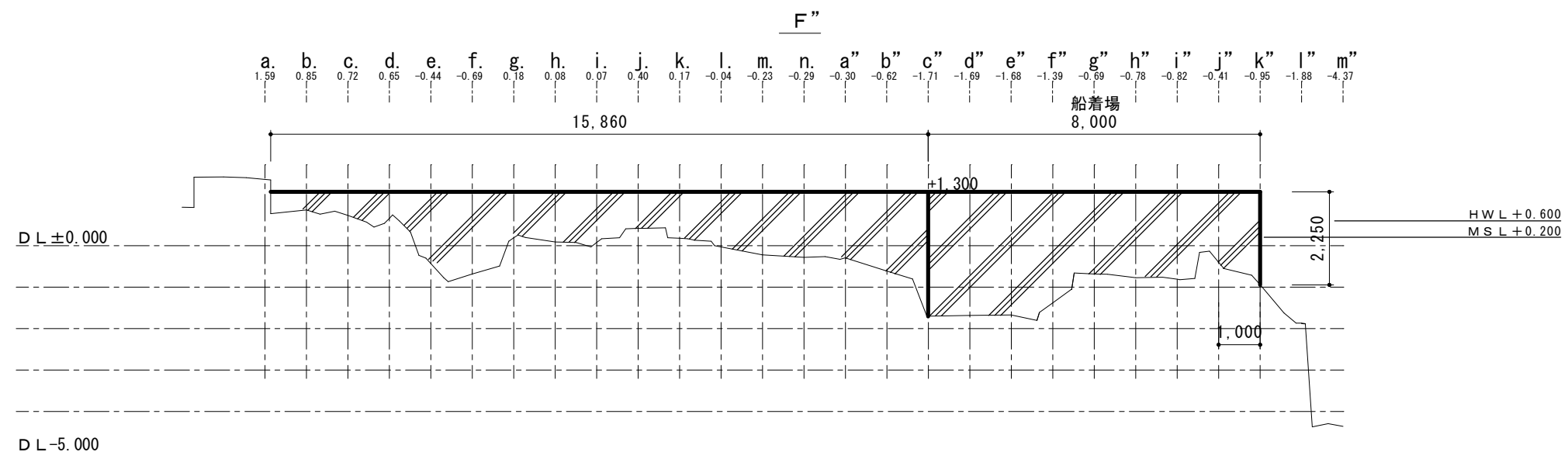




- コンクリート打設
- 岩礁破砕のうえコンクリート打設

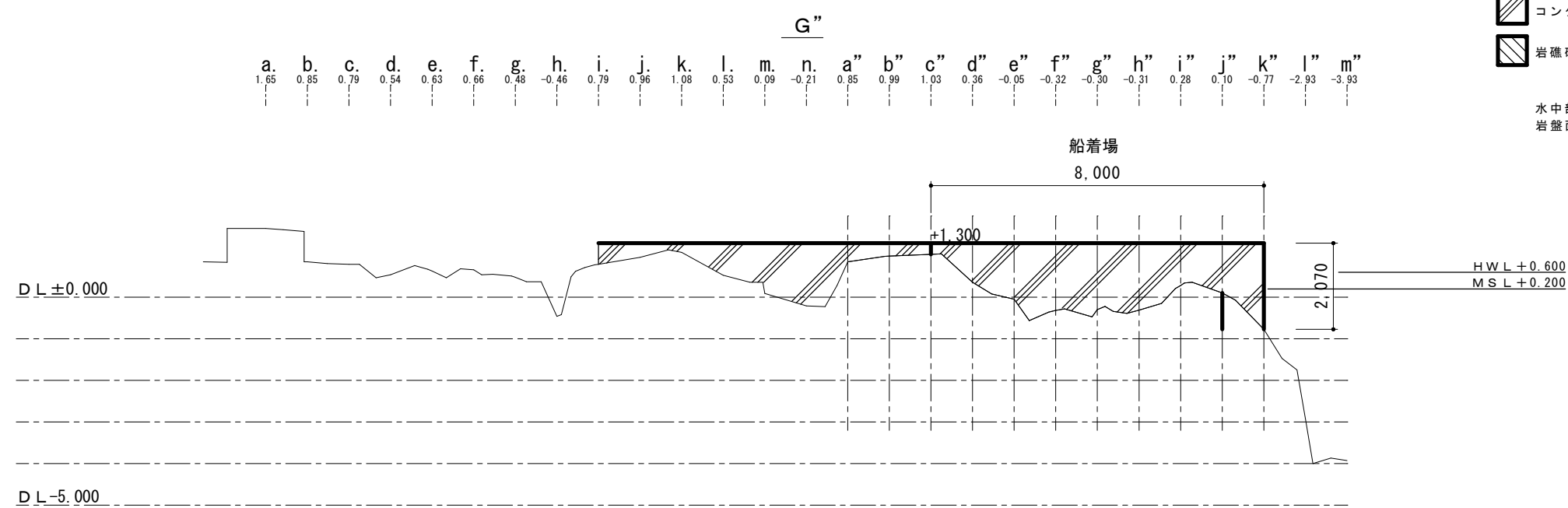
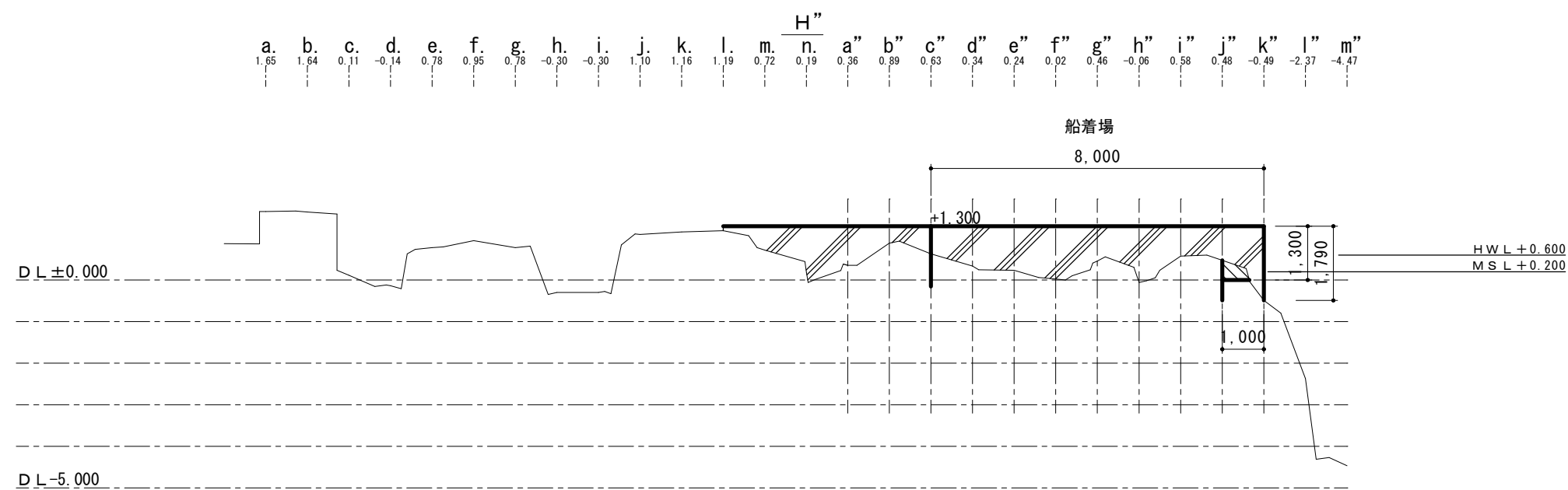
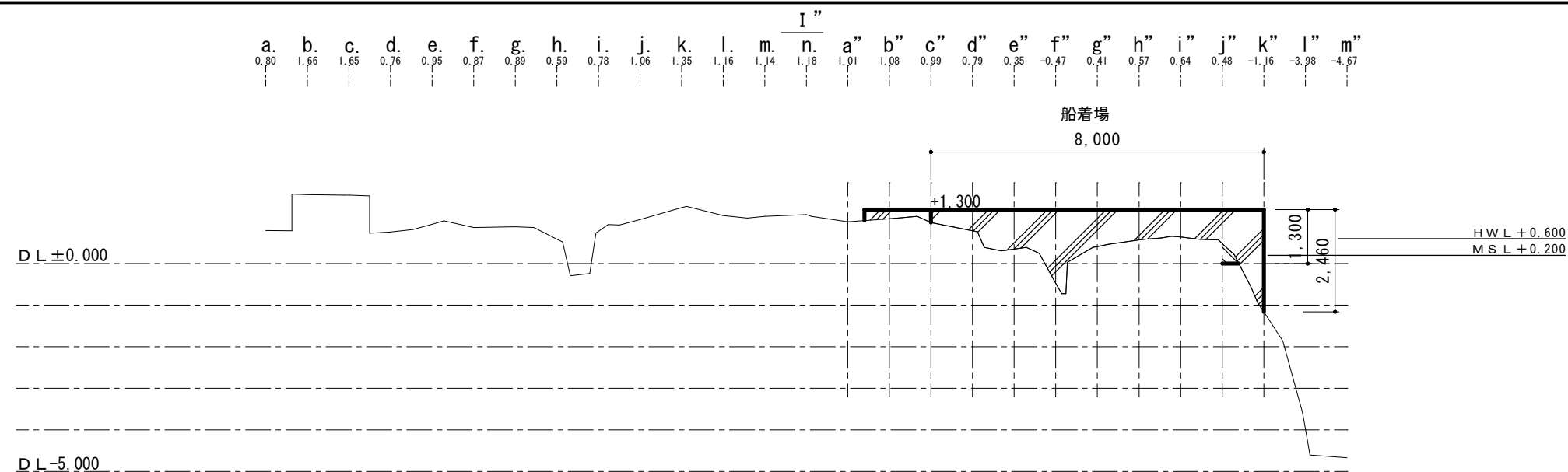
水中部分は水中不分離コンクリート使用
岩盤面の脆弱な部分や付着物は取り除く

工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施工場所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	縦 断 図
縮 尺	1／100
図面番号	3



水中部分は水中不分離コンクリート使用
岩盤面の脆弱な部分や付着物は取り除く

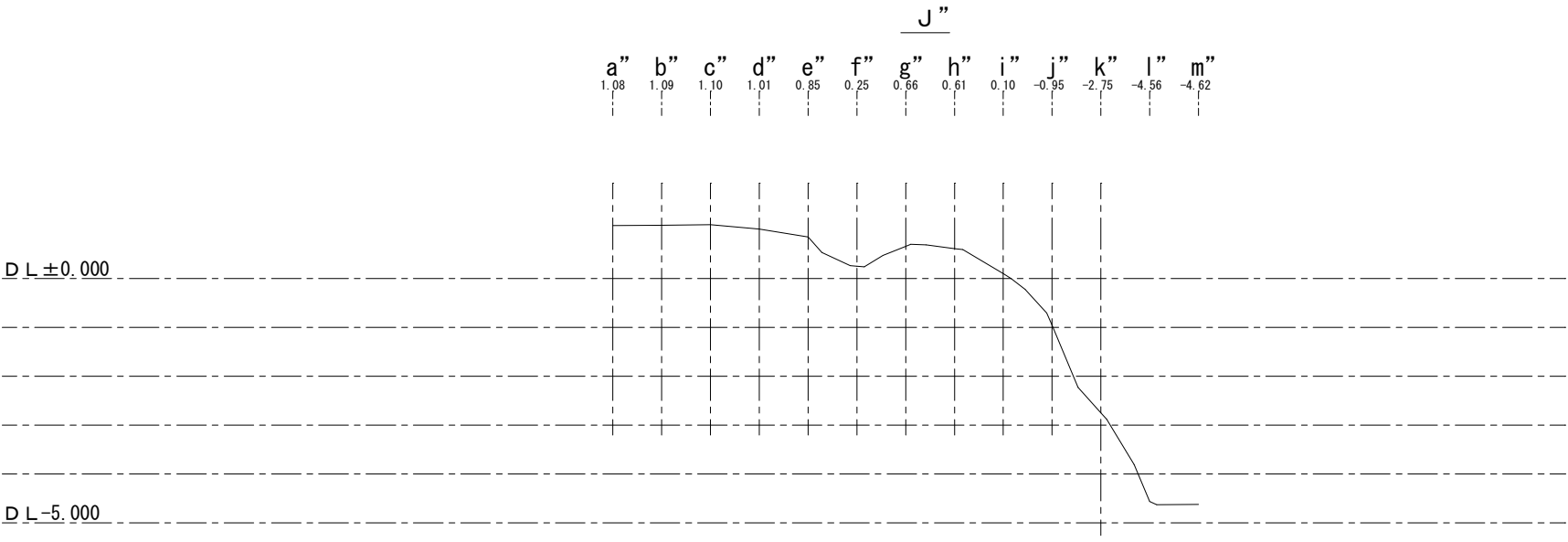
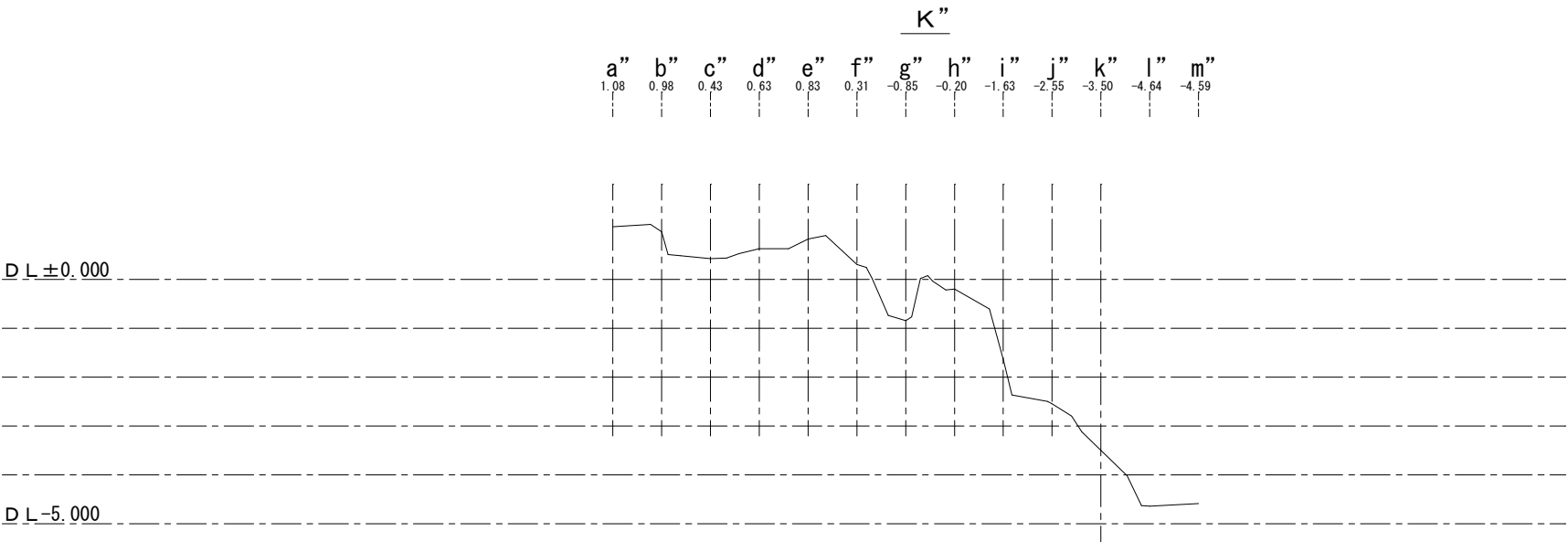
工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施工場所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	縦 断 図
縮 尺	1 / 1 0 0
図面番号	4



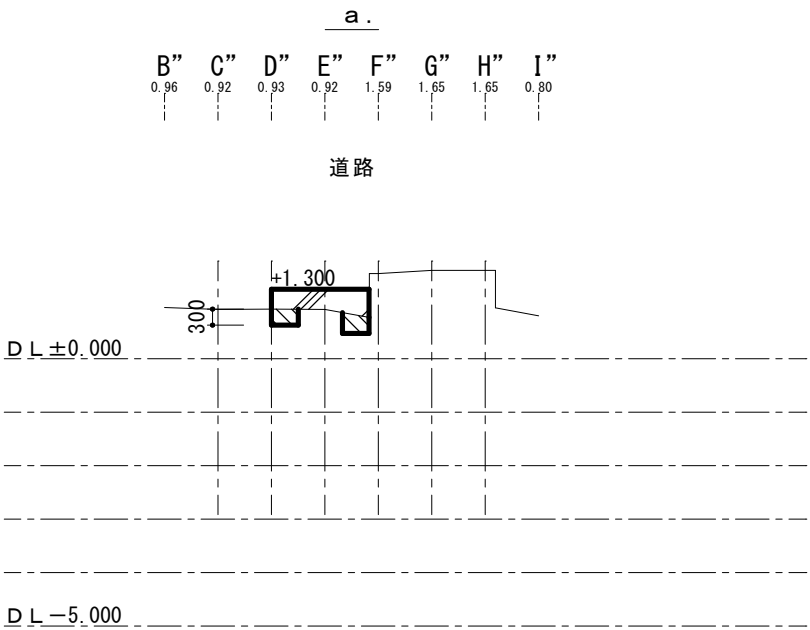
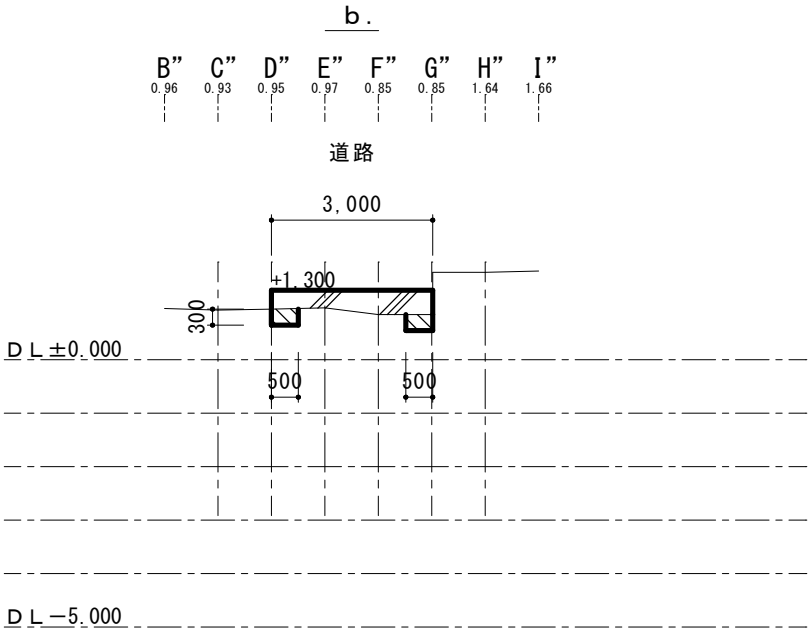
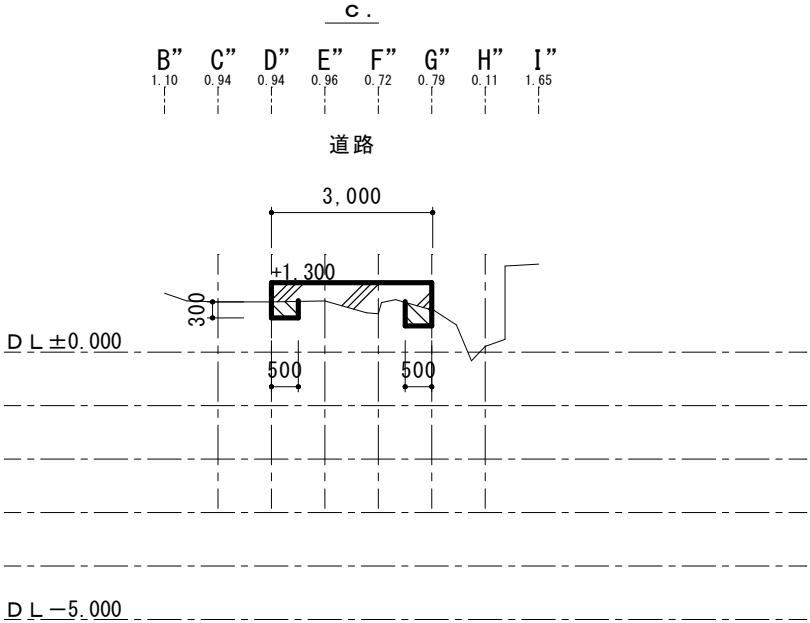
- コンクリート打設
- 岩礁破砕のうえコンクリート打設

水中部分は水中不分離コンクリート使用
岩盤面の脆弱な部分や付着物は取り除く

工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施工場所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	縦 断 図
縮 尺	1／100
図面番号	5

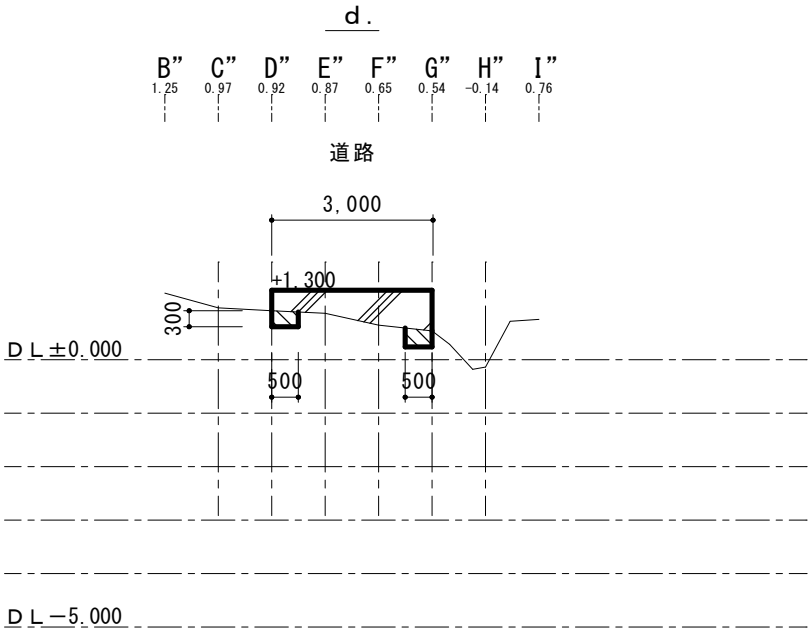
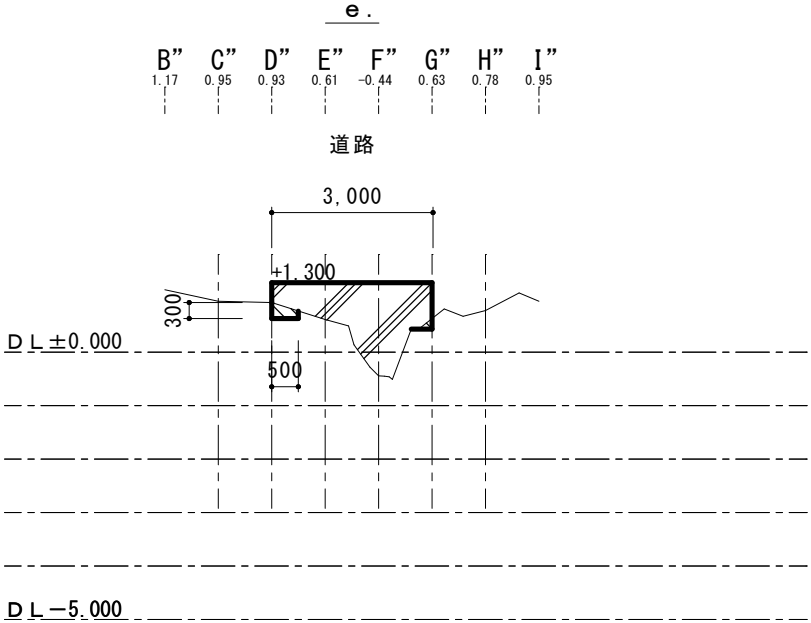


工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施 工 場 所	石川県珠洲市（姫島礁）
図 面 種 類	横 断 図
縮 尺	1／100
図 面 番 号	6

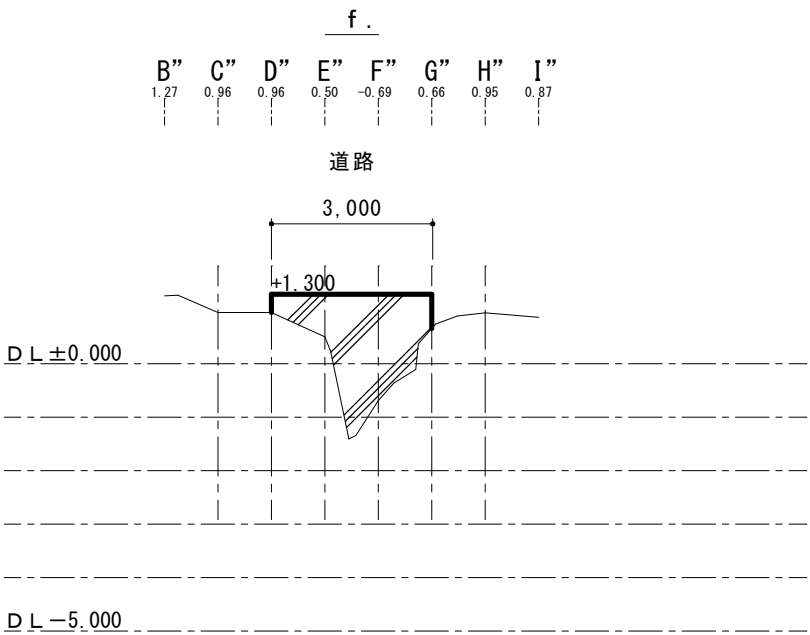
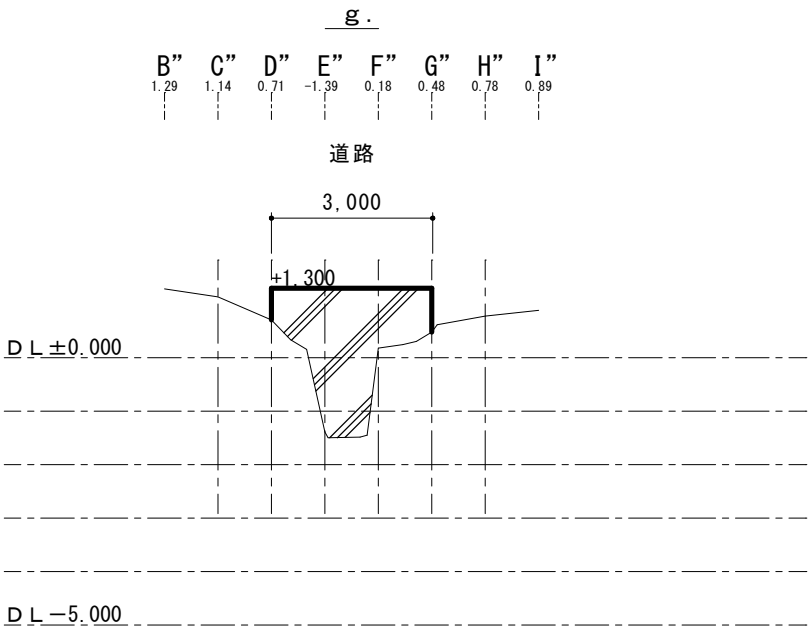
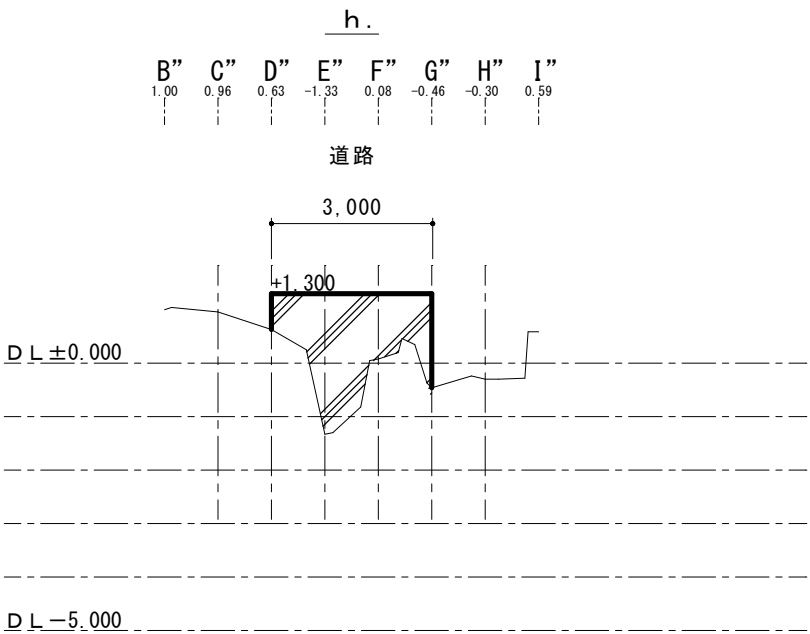


- コンクリート打設
- 岩礁破砕のうえコンクリート打設

岩礁破砕は特記が無ければ周囲岩礁高+300を標準とする
水中部分は水中不分離コンクリート使用
岩盤面の脆弱な部分や付着物は取り除く



工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施工箇所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	横 断 図
縮 尺	1／100
図面番号	7

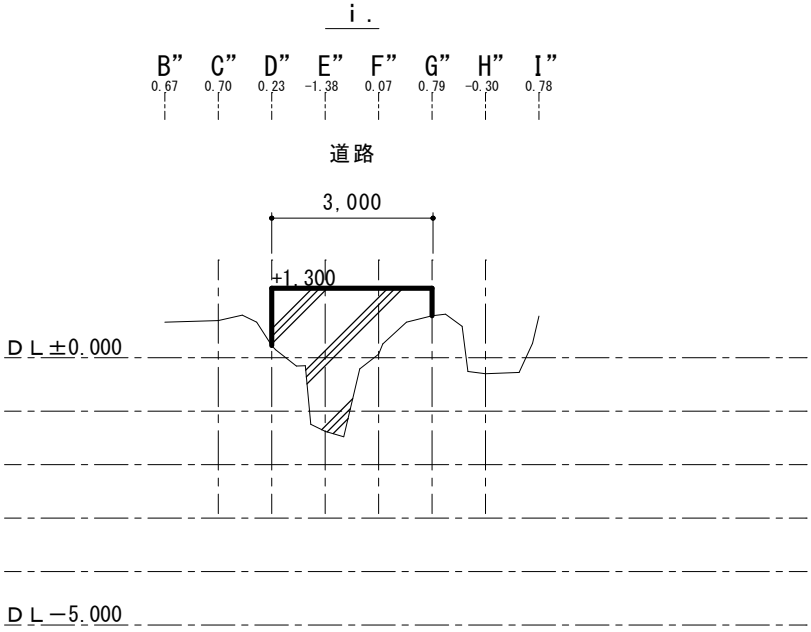
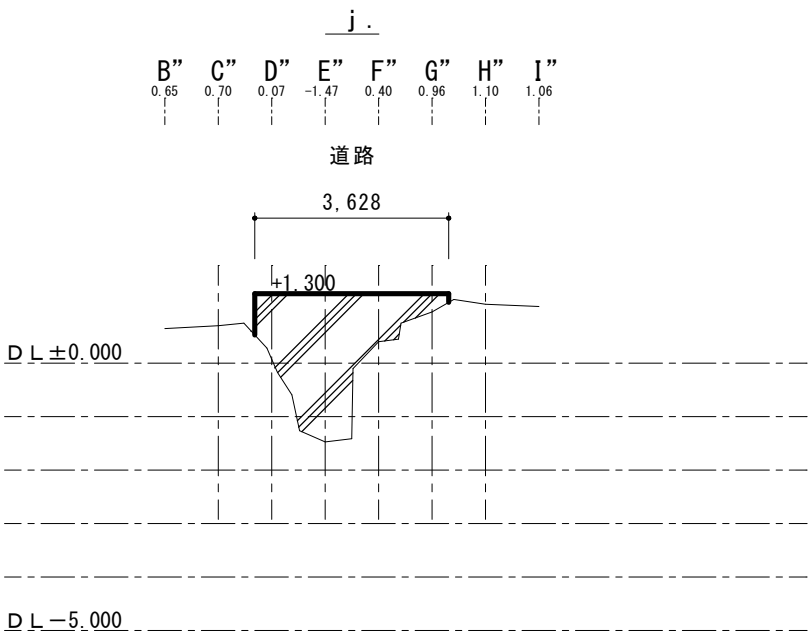


コンクリート打設

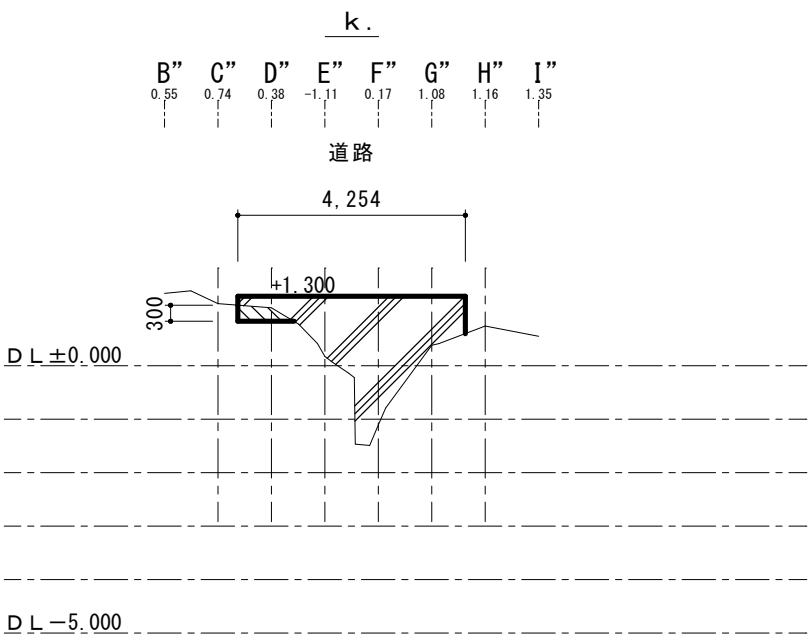
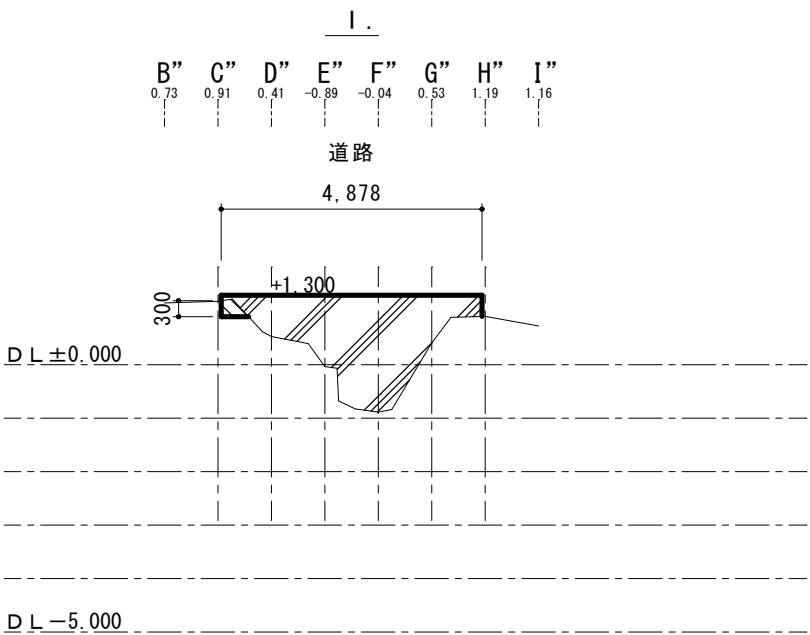
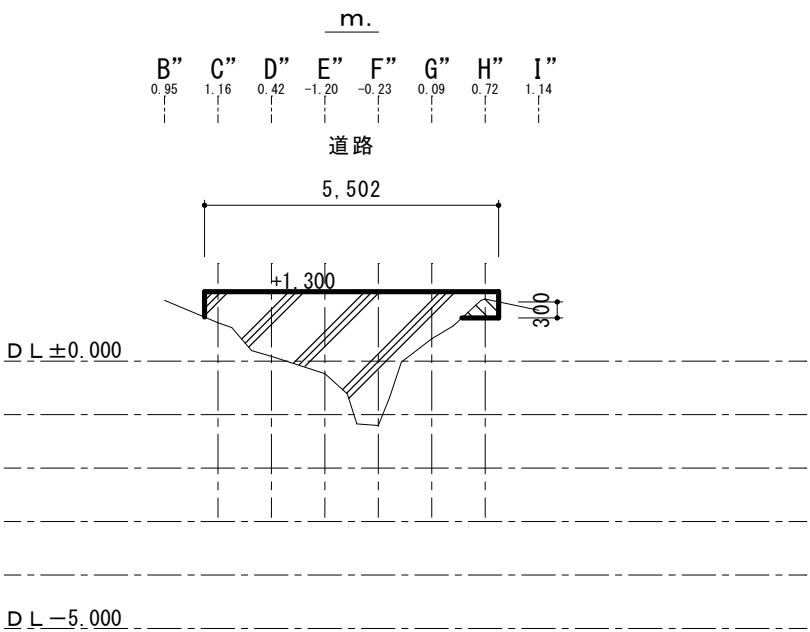


岩礁破碎のうえコンクリート打設

水中部分は水中不分離コンクリート使用
岩盤面の脆弱な部分や付着物は取り除く

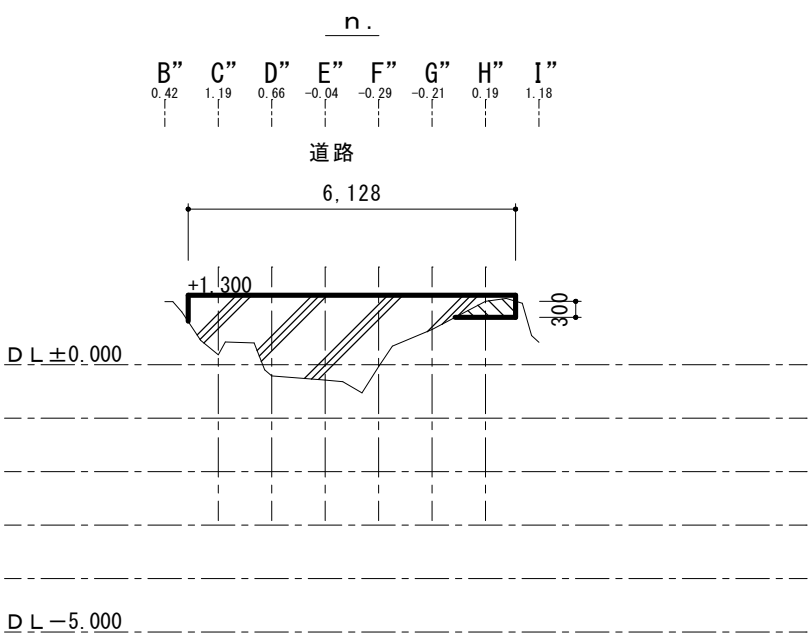


工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施工箇所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	横 断 図
縮 尺	1／100
図面番号	8

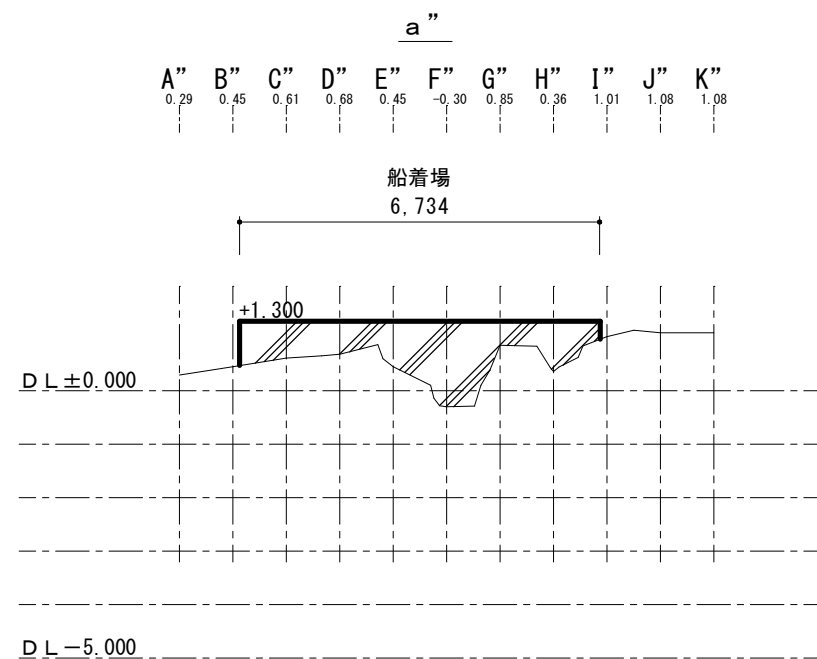
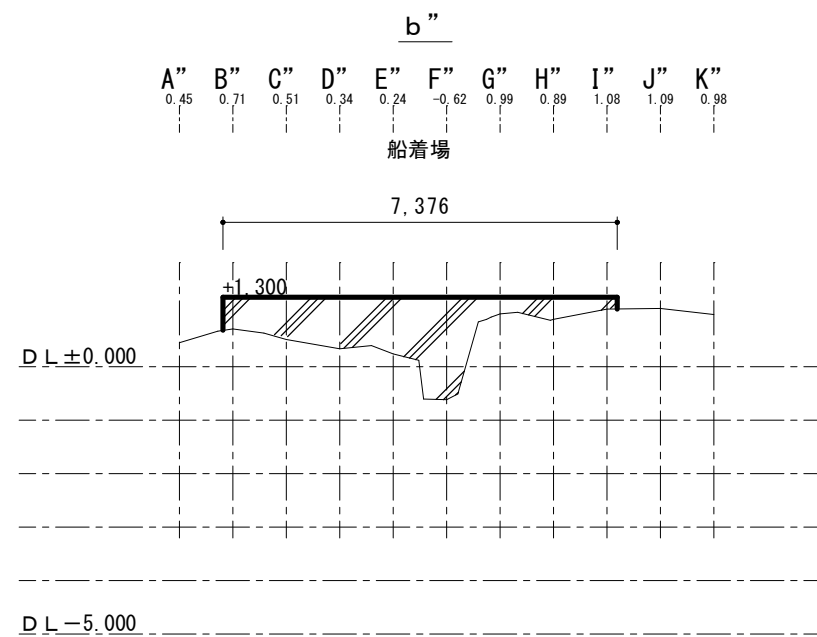
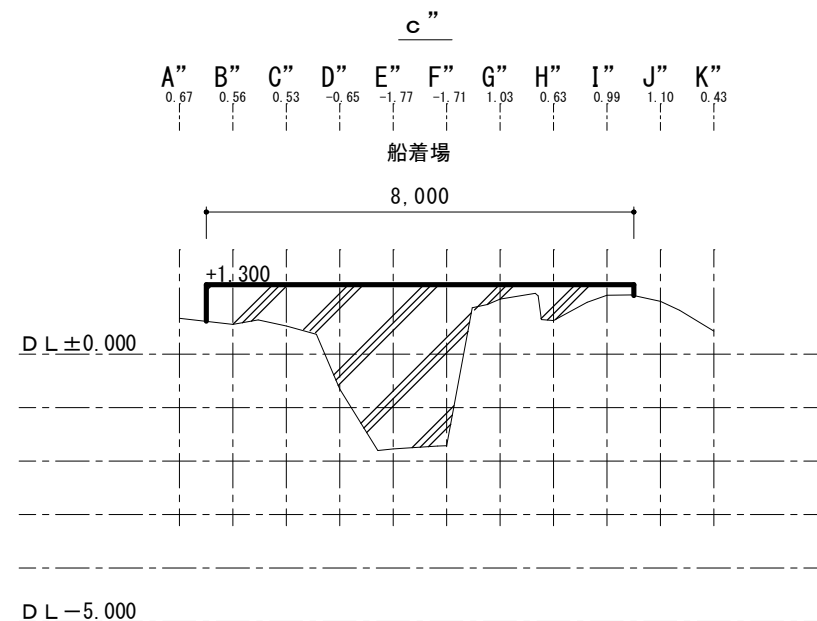


- コンクリート打設
- 岩礁破砕のうえコンクリート打設

岩礁破砕は特記が無ければ周囲岩礁高-300を標準とする
水中部分は水中不分離コンクリート使用
岩盤面の脆弱な部分や付着物は取り除く

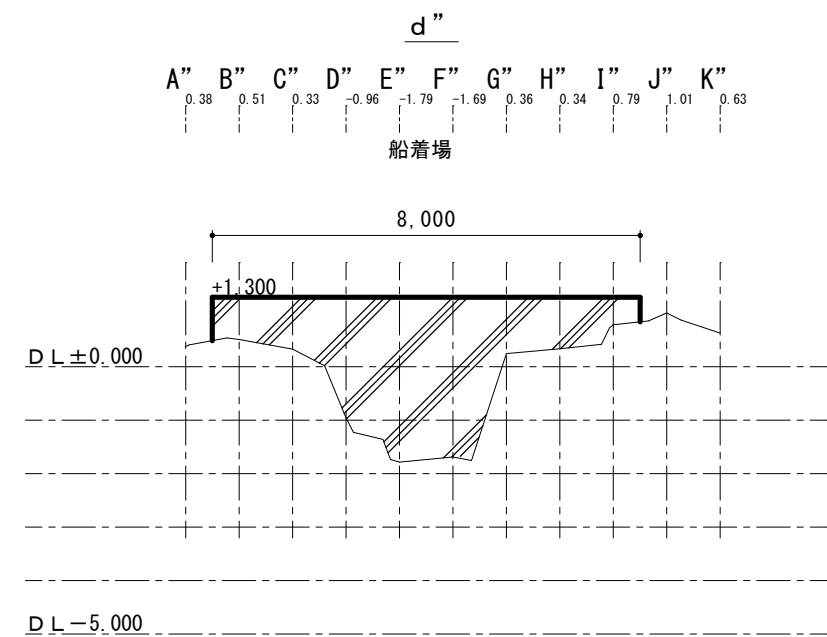
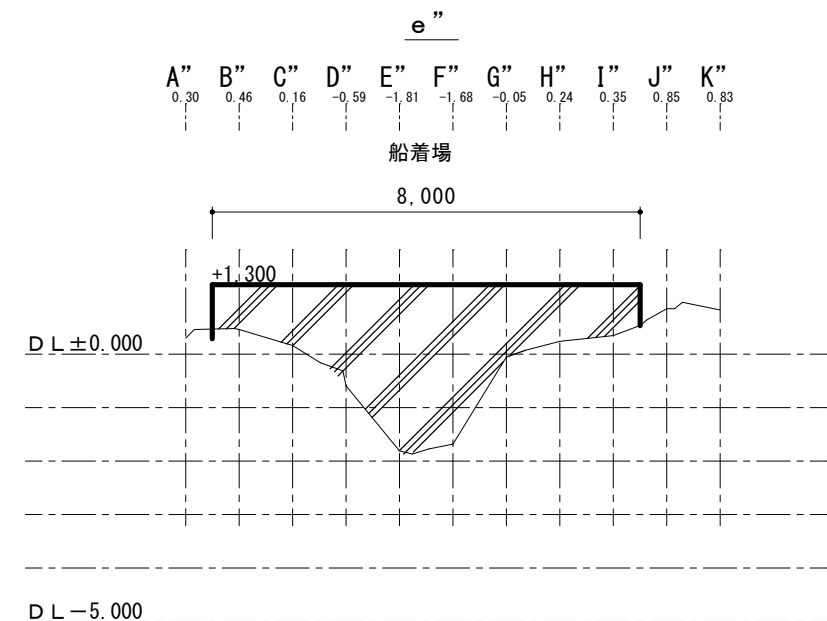


工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施工箇所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	横 断 図
縮 尺	1／100
図面番号	9

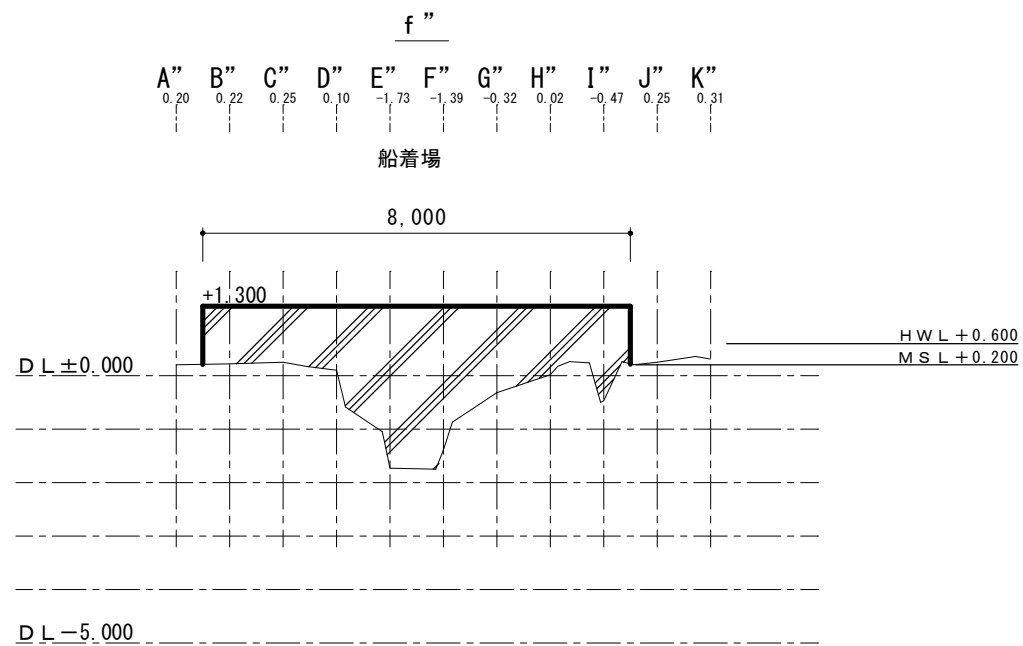
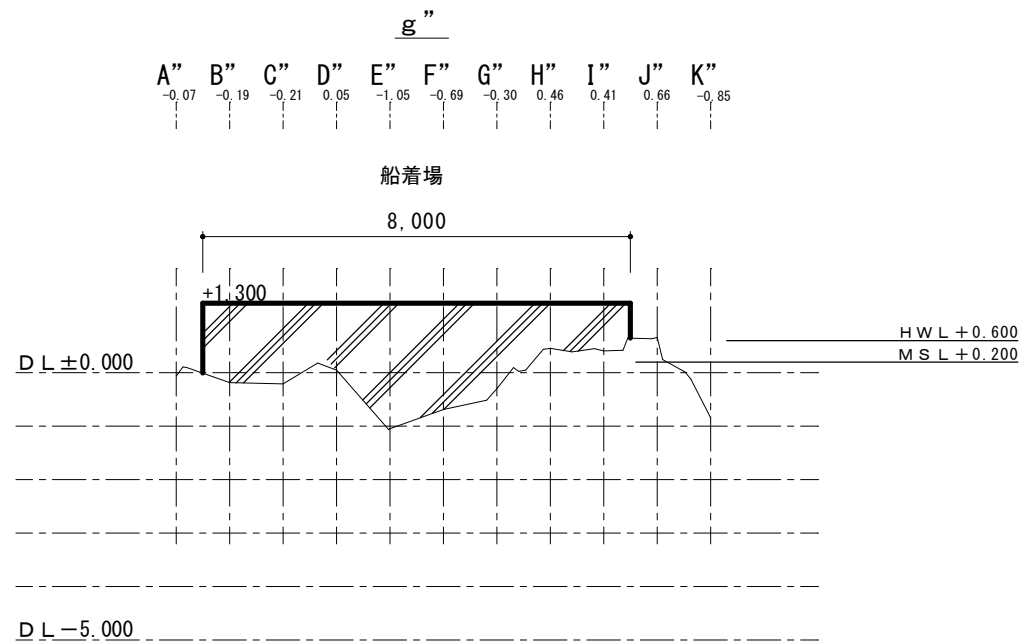
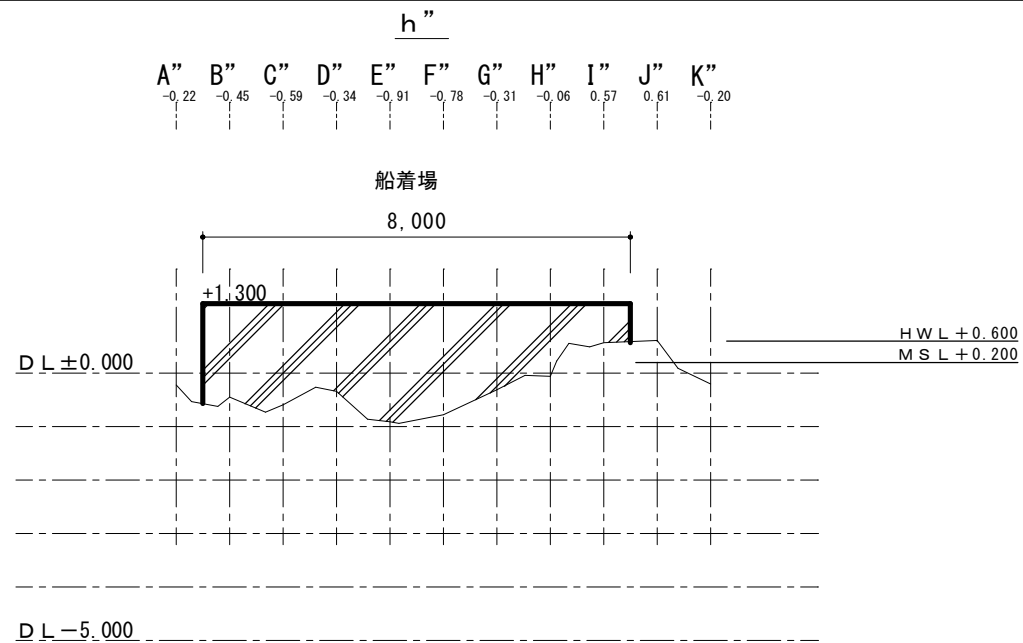


-  コンクリート打設
-  岩礁破碎のうえコンクリート打設

水中部分は水中不分離コンクリート使用
岩盤面の脆弱な部分や付着物は取り除く

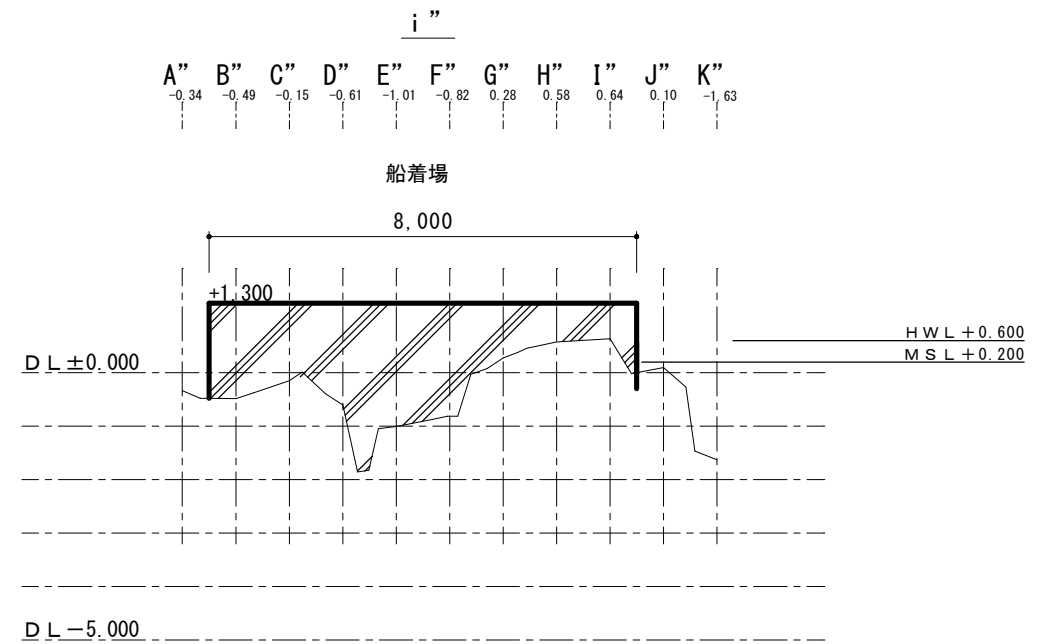
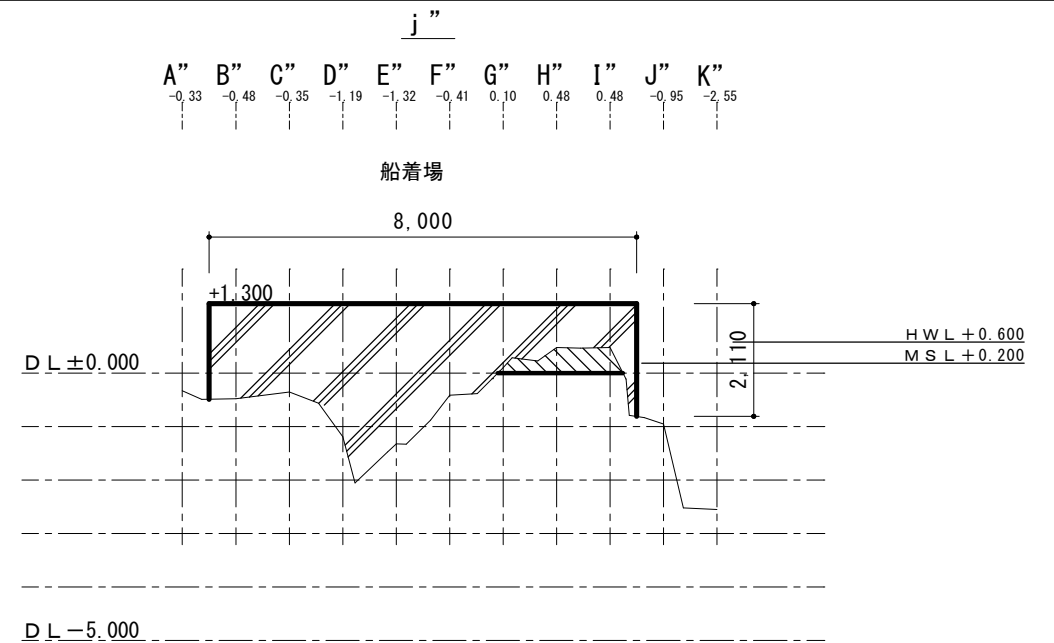


工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
工事番号	—
施工箇所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	横 断 図
縮 尺	1／100
図面番号	10

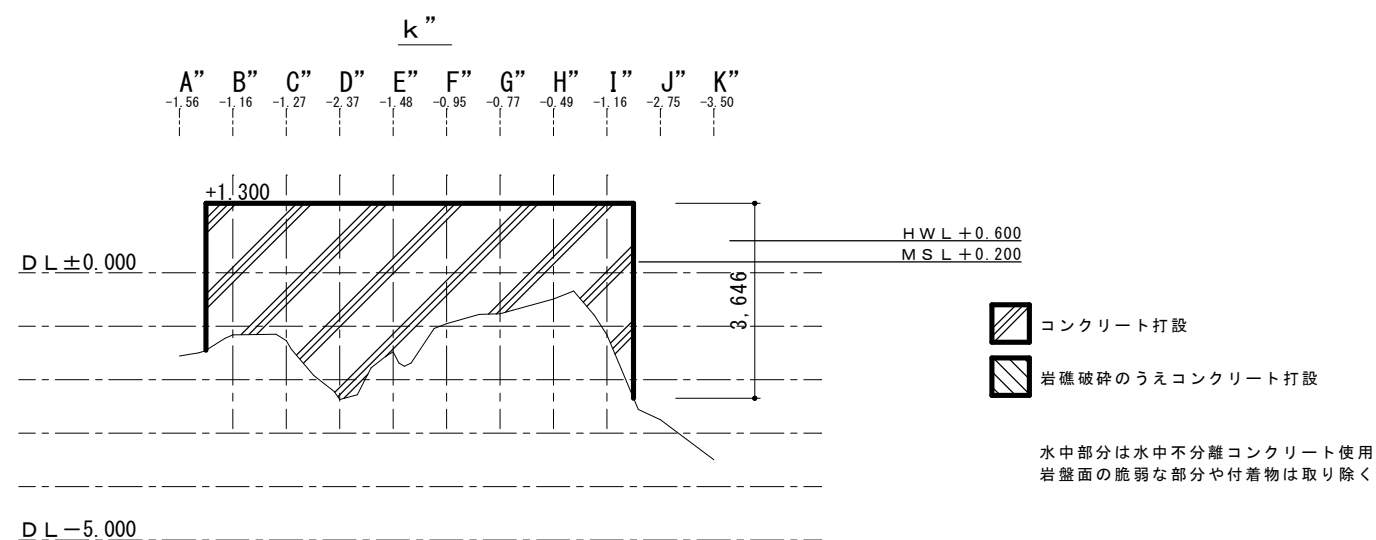
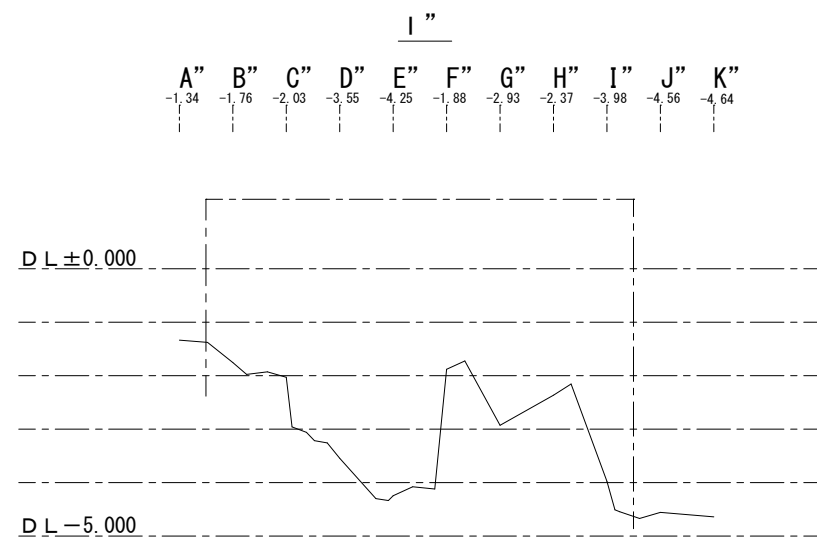
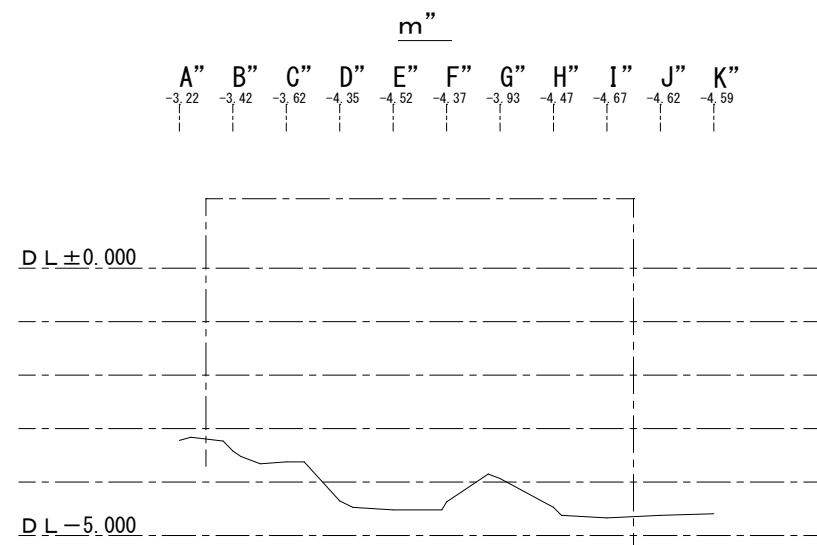


- コンクリート打設
- 岩礁破碎のうえコンクリート打設

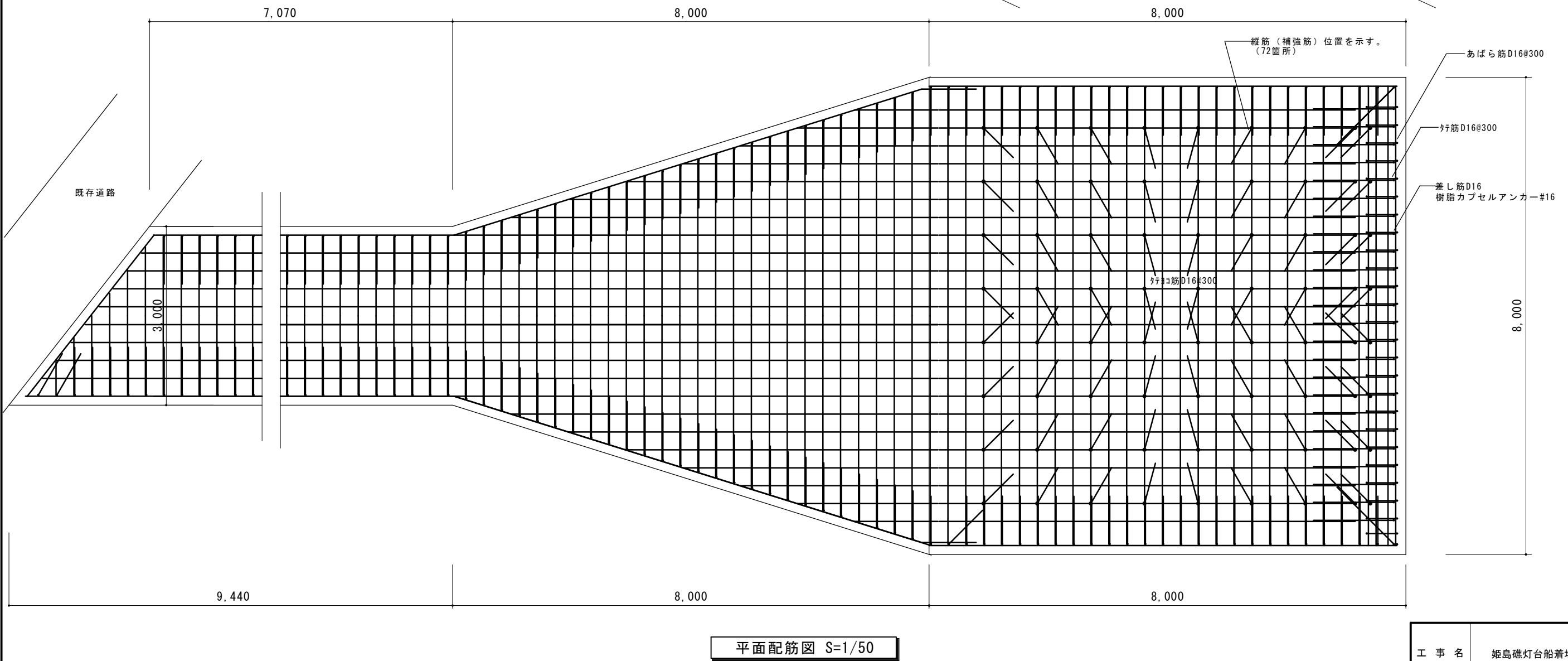
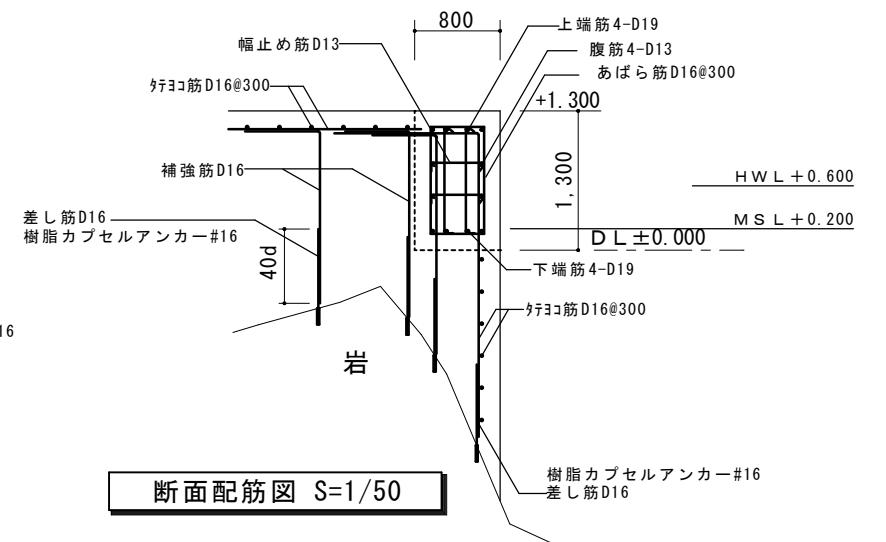
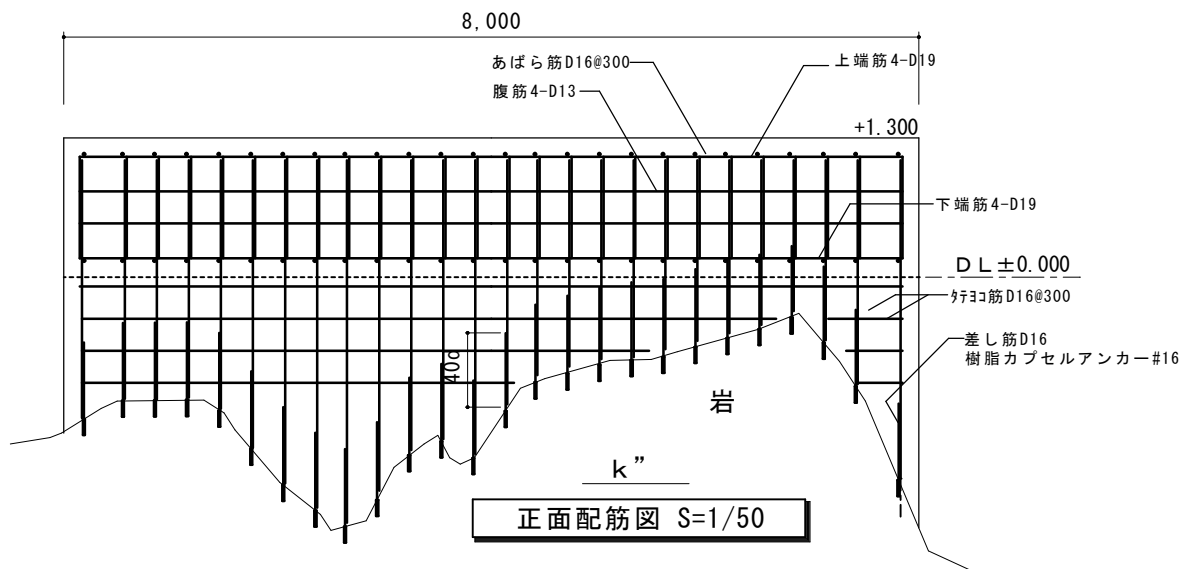
水中部分は水中不分離コンクリート使用
岩盤面の脆弱な部分や付着物は取り除く



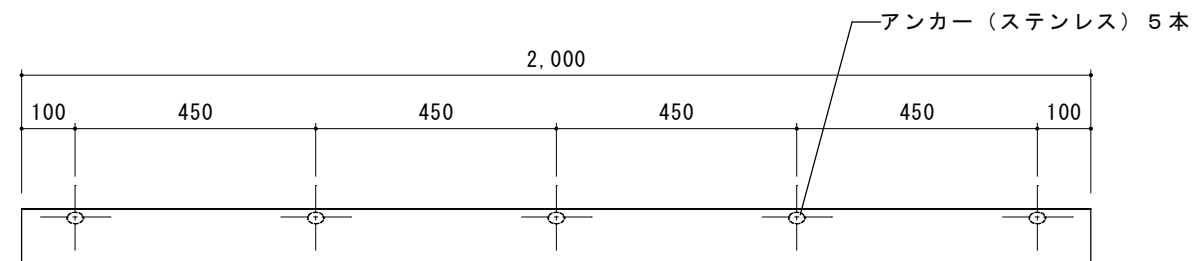
工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施工箇所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	横 断 図
縮 尺	1／100
図面番号	1 1



工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施工箇所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	横 断 図
縮 尺	1 / 1 0 0
図面番号	1 2

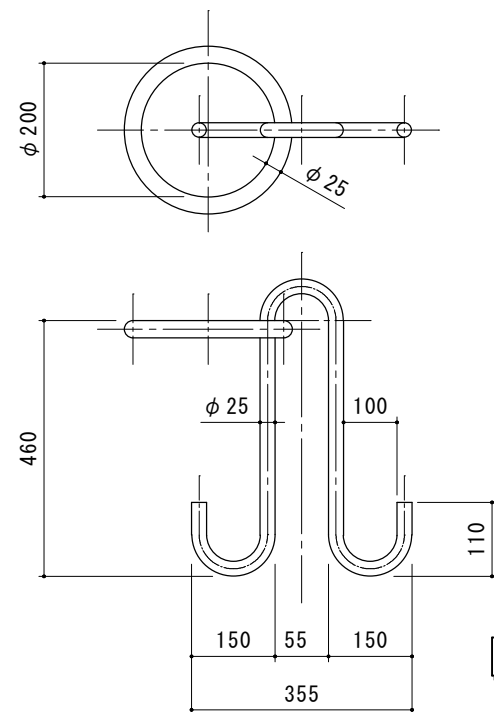
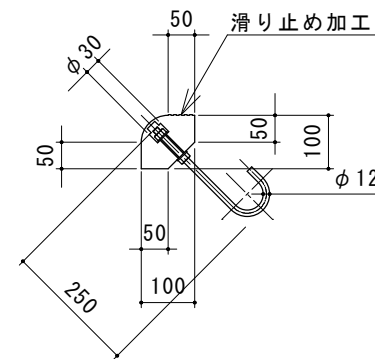


工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施 工 箇 所	石川県珠洲市 (姫島礁)
図 面 種 類	配 筋 図
縮 尺	1 / 5 0
図 面 番 号	1 3



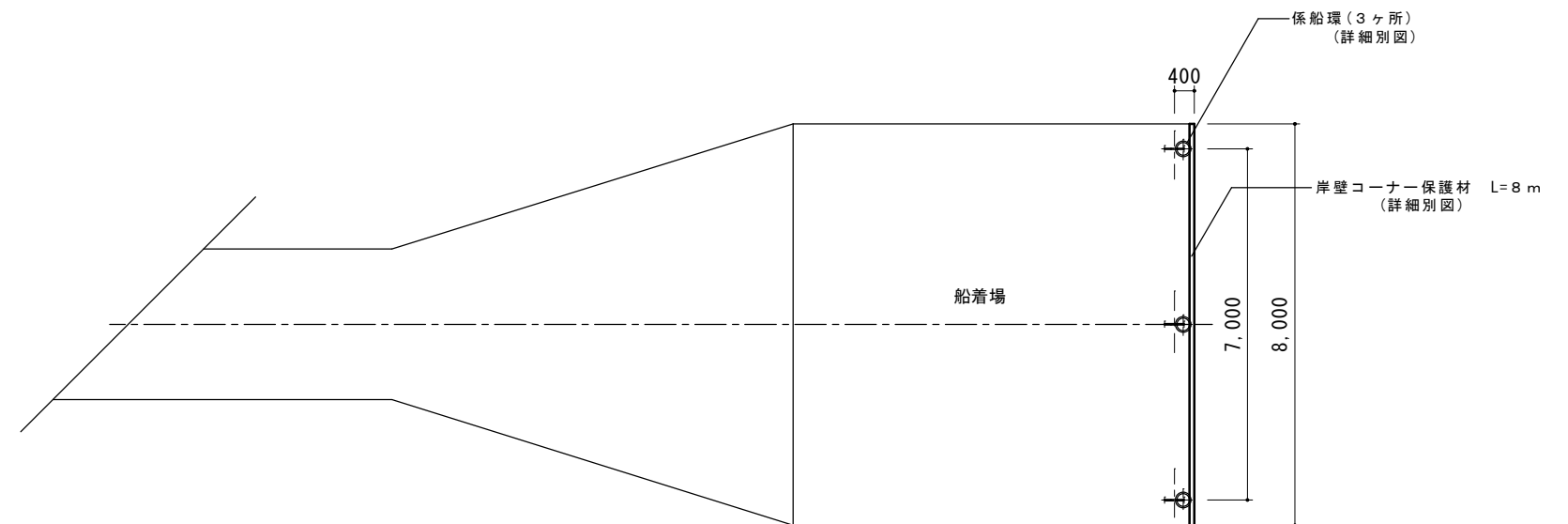
コーナー部材質：ポリエチレン（黄色）
 アンカー部材質：ステンレス 5本
 数量：4個

岸壁コナ材詳細図 S=1/10



材質：SUS304 数量：3個

係船環詳細図 S=1/10



金物配置図 S=1/100

工 事 名	姫島礁灯台船着場災害復旧工事
施工箇所	石川県珠洲市（姫島礁）
図面種類	金物詳細図
縮 尺	1／10、1／100
図面番号	14